「事務・事業の在り方に関する意見」の実施状況

平成17年5月19日 内閣官房地方分権推進室

社会保障•••••••	1
教育・文化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
公共事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
産業振興······ 4	5
治安その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	3

社会保障

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能となっている。 住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方公共団体の取組みを支援するため、これらの事務所の統合等が可能である旨の通知を平成14年度中に発出し、周知徹底を図る。	都道府県等に、保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能である旨の通知を下記の通り発出し、周知徹底を図った。 ・「保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について」(平成15年3月28日付厚生労働省健康局総務課長通知) ・「保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所の統合等について」(平成15年3月31日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知) ・「児童相談所運営指針の改正について」(平成14年12月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ・「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・「知15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (厚生労働省) (参考)統合施設となっている保健所の割合 58.5%(平成16年4月1日現在)	
	平成15年11月に地方の総合行政に関する取組みについて調査を行い、効果を上げている事例を事例集として取りまとめ、平成16年3月に地方公共団体向けに公	
い、効果を上げている事例を事例集として地方公共団体向けに公表 することにより、地方の総合行政に関する取組みの参考に供する。	表。(厚生労働省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
める必要性が高まっていることから、特別支援教育(教育上特別な	国及び地方公共団体は児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護・自立の支援等を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化等のために必要な体制の整備に努めなければならないとする「児童虐待の防止等に関する法律の一部で成立した。この改正法においては、児童相談所長等は必要に応適切に、警察署して援助を求めなければならないことを書して援助を求めなければならないことを表して援助を求めなければならないことを表して援助を求めなければならないことを表して援助に所属警察官に措置を表してとされている。を表して援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対した。この改正法律第153号)が第161回国会において成立した。この改正法においては、虐待を受けた児童などの問題に適切に達さるよう児童相談体制の充実等を行うにおいて成立した。この改正法においては、虐待を受けた児童など要保護児童に関する情報等を共有し、適切な連携保管に対対応できる場合でできる場合の関係を受けた児童などの関係をとこための関係を受けた児童などの関係を表し、の当時の大きを受けるに設定し、適切に運営するをの関係を表して、発達障害を早期に発見した。発達を行うことに関する国及び地方公共団体の表別であるを策定し、報道によりが議員立法により第161回国会においては、の法律においては、発達障害者支援法」(平成16年法律第167号)が議員立法により第161回国会においては、の法律においては、発達障害者のを接続を列第16年の施策を記した。この法律においては、国及び地方公共団体は、発達障害者の差別等をがよるのに当なのに当なるに関する業務を担当する業務を相互のに対しては、との部局とが関する業務を担当する業務を担当する業を確保するとの問係機関との必要な協力体制の整備を行うこととされている。厚	
目途に検討・結論】 件数が大幅に増加している児童虐待等については、都道府県、政 令指定都市に置かれる児童相談所を中心として対応がなされている が、児童虐待の防止等に関する法律の見直し結果(平成16年秋を目	また、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対応 できるよう児童相談体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律」	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
[幼保一元問題] 事例の紹介、厚生労働・文部科学省間協議の継続【逐次実施】 地方の幼稚園・保育所の運営の参考に供するために、幼稚園と保 育所の連携事例について平成14年4月からインターネットによる事 例紹介を行っているが、今後、一体的運営・施設の統合の事例紹介 などについて充実を図るとともに、施設・職員の配置基準等につい	厚生労働省と文部科学省との間で保育所と幼稚園の連携や資格の相互取得の促進等について協議を進めているところである。 平成14年12月、「幼稚園と保育所の連携事例集」を作成し、関係者に配布した。平成16年5月現在、保育所と幼稚園の共用化施設数は304件(累計)である。	(名称・平成17年度予算額)
いるが、資格の一元化に向けた動きを一層促進する観点から、幼稚	記試験科目の発達心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除できることについて、平成15年12月に措置した。 (「保育試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)) また、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得する方策として、新たに幼稚園教員資格認定試験を平成17年度に創設した。(文部科学省・厚生労働省)	
幼稚園・保育所の制度の一元化【継続的検討】 地域における幼保の一体的運営の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼保の制度そのものの一元化について検討を行う。 当会議としては、地方からの強い一元化要望や地域における子供の養育の実態等に鑑み、本件については根本にある児童福祉法等に基づく国の関与の在り方にまで遡って検討を行い、同時に補助負担事業見直しの側面から保育所運営費負担金制度等の見直しも念頭に置くべきと考える。	(平成17年3月末現在 延べ147件特区認定) [文部科学省 平成15年4月申請受付開始] ・満3歳になる年度の初めから幼稚園に入園できる特例 ・幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	また、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」については、文部科学省・厚生労働省において、平成16年5月から中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、平成16年12月24日付けで基本的な在り方について「審議のまとめ」をとりまとめた。また、平成17年度から総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等について検討するための試行事業(36箇所)を先行実施しているところであり、これらの試行事業の実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、平成18年度から本格実施することとしている。 平成16年度予算において、公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化し、一般財源化所要額は所得譲与税により税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入した。これに伴い市町村は、この財源を認可保育所だけではなく、認可外保育施設にも使用したり補助できることとなった。(文部科学省・厚生労働省)	(百仰:干成17千及了异族)
ことにより地方公共団体による多様な公立施設の運営を支援する。	平成15年11月より社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行っており、調査結果を地方公共団体に対して周知した。 また、地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月、平成16年3月、平成17年3月)において、保育所の公設民営方式の促進に関して、これまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を行った。(厚生労働省)	
能となっている分野において、地方からの要望も踏まえ、多様な事	保育所については、地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月、平成16年3月、平成17年3月)において、設置主体や施設基準に関するこれまでの規制緩和措置を周知徹底した。 株式会社による特別養護老人ホームの経営について、平成15年4月より構造改革特区において、利用者の保護に配慮し、地方公共団体が十分関与できる方式である公設民営又はPFI方式の下で容認した。具体的事例として、現在、公設民営方式として、岩手県一戸町及び北海道乙部町の2件が認定されており、いずれも平成17年4月から事業が開始された。 また、社会福祉施設(国庫補助対象事業施設)について、地域再生計画の申請があり、その申請が一定の要件を満たす場合には、NPO法人等への無償による貸与又は同一事業者による公共的施設(国庫補助の対象であるものに限る。)への転用を可能とし、既に4件転用が行われている。(厚生労働省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
保育所の公設民営の促進【措置済み】 平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社等による保育所の運営を可能にするとともに、平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨を児童福祉法に規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。	平成14年3月に、公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都	
公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】 民間企業等によるケアハウスの設置・運営を可能にするとともに、平成13年度第1次補正予算において、PFI法に基づく選定事業者が公設民営型ケアハウスの設置を行う場合の買取り費用について国庫補助の対象としている。		
水道事業に関する業務委託【措置済み】 平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としている。		

±20 ±140±10=±20	PAR 1107	関連する主な国庫補助負担金
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	(名称・平成17年度予算額)
(3)必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し [行政組織に関する必置規制の見直し]	「旧辛短池さの、郊を水ですでは魚(立ば40年)は第450日)にカロマー田	
ついての検討【平成16年を目途に検討・結論】	「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成16年法律第153号)において、児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割	
に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、平成13年	を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化することとした。また、政令で定める市は児童相談所を設置できることとするなど、全	
ら子どもを取り巻く環境の変化に対応するよう見直しを進め、平成	体として地域における児童相談体制の充実を図ることとした(改正規定の施行日:平成17年4月1日、政令設置市における児童相談所の設置については平成18年	
16年を目途に結論を得る。	4月1日)。 児童福祉司の任用資格については、多様な背景に由来する虐待という困難な事	
	例に対応するためには、より幅広い視点を持つことが重要であるとの観点から、 専門性の確保を図りつつ、人材登用の幅を広げる見直しを行った。	
	なお、平成15年11月17日に取りまとめられた社会保障審議会児童部会報告書に おいては、児童相談所及び児童福祉司の必置規制の見直しについて慎重な検討が	
	必要とされている。(厚生労働省)	
【職員に関する必置規制の見直し】任用資格の在り方の見直し【平成18年度までを目途に実施】	 身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の任用資格の在り方については、平成	
身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格について、より	15年度から施行された支援費制度の実施状況及び障害保健福祉制度の全体の見直しを勘案しつつ、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の高い専門性及び障害	
含め検討を行い、身体障害者・知的障害者福祉制度に係る次期見直	種別を超えた任用資格の在り方を含めた検討を平成18年度までを目途に行う。	
し(平成18年度までを目途)の際に措置する。 社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【平成14年度を目途	(厚生労働省) 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議(平成15年3月4日)において、地方	
に検討・結論、平成15年度を目途に実施】	分権改革推進会議の意見等を踏まえ、人事の弾力的な運用・活性化を図る観点か	
	ら、採用時・異動時において資格を有さない者を配置することはやむを得ないも のとすること等の取扱方針を示し関係部局等への周知徹底を依頼するとともに、	
て、平成15年度を目途に措置する。	社会福祉主事の活用方策等についての関係課長通知を発出(平成15年6月10日付 厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通	
	知)。(厚生労働省)	
と畜検査員の在り方の見直し【平成15年を目途に実施】 牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、食肉の安全性を確保するた	「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第55号)において、都 道府県及び保健所設置市にと畜検査員を置くこととする規定について、と畜検査	
めに獣医師が機動的にと畜検査に関われるように、食品安全対策の	等を行うために都道府県知事及び保健所設置市の市長がと畜検査員を命ずる旨の	
見直しの一環として、と畜検査員の在り方についても見直しを行 い、当該見直しの結果を踏まえて平成15年を目途として提出する法	規定に改めた(改正規定の施行日:平成16年4月1日)。(厚生労働省)	
改正で併せて措置する。		

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】 保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の 廃止については、平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職 務の在り方に関する検討の場を設ける。 なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に 関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止 の方向で見直しがなされることを強く求める。	保健所長の医師資格要件については、保健所長の業務、資質、資格要件について、関係者間で幅広い議論を行うことを目的とし、平成15年3月厚生労働省の下に「保健所長の職務の在り方に関する検討会」を設置した。同検討会は、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2003」を踏まえ、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保を前提として、地方の自主性の拡大の観点に立って検討を行ったが、報告書(平成16年3月31日)は両論併記となった。 この報告書を踏まえ、平成16年4月厚生労働省は「公衆衛生行政に必要な医学的専門知識に関し医師と同等以上の知識を有する技術吏員に対して医師資格要件の例外を認める」こととし、平成16年11月に地域保健法施行令の一部を改正し、医師以外の技術吏員が保健所長になることができる要件等を明示した。また、同年12月には、地域保健法施行令第4条第2項第1号に定める「厚生労働大臣が公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認める「厚生労働大臣が公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認める者」の具体的内容(国立保健医療科学院教育訓練規程第5条第4項第1号に定める者と同等以上の学力を有すると国立保健医療科学院長が認め、「専門課程」の受講資格を得た者とする。なお、これを認めるに当たっては、国立保健医療科学院において、一定の出題範囲の試験を行うものとする。)について関係機関あて通知した。(厚生労働省)	(名称・平成17年度予算額)
は、地方公共団体が独自の判断で設置できるようにする方向で見直しを行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。	次期職業能力開発促進法改正時に規定を整備する方向で検討を更に進めて行く予定。 ・地方精神保健福祉審議会 地方精神保健福祉審議会については、今通常国会に提出した「障害者自立支援法」において都道府県等に対する同審議会の必置義務を見直すこととしている。・都道府県生活衛生適正化審議会 平成14年1月の全国主管課長会議において、適正化規定の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨周知した。(厚生労働省)	

		即法士之士的同庆代明在机人
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
前提としながら、組織・設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。 ・結核診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置)	結核診査協議会の名称規制を廃止し、設置形式の緩和などを盛り込んだ「結核 予防法の一部を改正する法律」(平成16年法律第133号)が第159回国会において 成立した。(平成17年4月1日施行) ・感染症診査協議会 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部 を改正する法律等の施行について」(平成15年11月5日健発第1105002号厚生労働 省健康局長通知)により、他の審議会等と統合して設置して差し支えないもので ある旨通知済。 ・地方社会福祉審議会 次の法改正時に必要な法改正を行う予定。	
に実施】 平成15年度の介護報酬の改定において、全室個室、ユニットケア の居住福祉型特別養護老人ホームに係る介護報酬項目を設け、低所	ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等について、低 所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることとした(平成	
討】 保育所の調理施設設置に係る義務付けについての検討を継続する 一方、当面、調理施設に係る防火構造の義務付けについては緩和す る方向で検討し、平成14年度中に措置をする。 なお、当会議としては、保育所の調理施設の設置は国が全国一律	(「保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について」(平成16年3月31日雇 児発第0331027号)) また、構造改革特区において、公立保育所について給食の外部搬入方式を認め た。 (「構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認 事業」について(平成16年3月29日(雇児発第0329002号)))(厚生労働省)	整備交付金

■が・事業いのリカに関する思え 国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常的見直し 機とも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービスがある。地 だとも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービスがある。地 がないが随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置 の在り方についても見直す。 国が設定している最低基準等については、これまで、以下の見直しを行っ や 例えば、国が設定している最低基準については、これまで、以下の見直しを行っ とがないが随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置 の在り方についても見直す。 国が設定している最低基準については、これまで、以下の見直しを行っ とでは、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置 といるといるとは、所述を表している場合には、工業地域にも 立地できることとした(平成16年2月1日適用)。 ・単独型身体配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には実施を可能とした(平成16年4月1日適用)。 ・ 単独型身体配置は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には実施を可能とした(平成16年4月1日適用)。 ・ 作選にを持たの基準該当短期入所事業について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法との基準該当短期入所事業所について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法との基準該当短期入所事業所としての指定を可能とした(平成16年4月1日適用)。 生活保護制度については、単なる経済的な給付に加え、効果的な自立・就労支援を産施する制度に転換し、地方自治体が自主性・独自性を活かして策定する「自立支援プログラム」を導入する等、平成17年4月から順次負直しを実施しているところである。また、生活保護に関する負担金の改革について、生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会を開催し、制度の在り方について確広く検討して、平成17年秋までに結論を得ることとなっており、平成17年4月20日に第1回協議会が開催された。(厚生労働省) 現行の個別の補助金的を関性し、制度の在り方について傾広く検討して、平成17年秋までに結論を得ることとなっており、平成17年4月20日に第1回協議会が開催された。(厚生労働省) 現行の個別の補助金的を対していて、各々政策目的の達成状況を見極めなが地域介護・福祉空間整備を交付金・統括・第2月を対して、第1回協議会が開催された。(厚生労働省)・統合補助金的を補助金的を補助金的を補助金的を補助金的を補助金的を補助金的を補助金的を
意工夫の余地を広げるため、共通の目的を持つ補助事業を統合し、 補助金交付は総額で行い、各補助事業への配分については地方公共 団体の裁量に任せる統合補助金的な補助金制度の創設について検討 を行う。 866億円 次世代育成支援対策施設 を行う。 866億円 次世代育成支援対策施設 を作う護子以事業」、「老人短期入所運営事業」を廃止(平成12年度) ・「家族介護支援事業」を「介護予防・生活支援事業(現在の介護予防・地域支 え合い事業)」に統合(平成13年度) ・「禁煙支援促進事業」を「地域保健関係職員等研修事業」のメニューとして追加(平成15年度) ・「社会福祉施設等設備整備費負担金」と「社会福祉施設等施設整備費負担金」 を「社会福祉施設等設備整備費負担金」に統合(設備整備費を施設整備費に結合。) で「社会福祉施設等設備整備費負担金」に統合(設備整備費を施設整備費に結合。) を「社会福祉施設等設備整備費負担金」、「児童保護費等に 合)(平成16年度) 等を図っているところ、今般の三位一体改革に係る補助負担金改革として、「国民健康保険国庫負担」、「養護老人ホーム等保護費負担金」、「児童保護費等補助金(生活支援ハ ウス等)」等を税源移譲するとともに、社会福祉施設等施設等備費が施設 金等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の金等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策第組 の金等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見直し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策施設 の会等を見重し「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「決世代育成支援対策を設定等対策総合支援 を第一の表述を対策を対策を対策を表述の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
め、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として 撤廃する通知を平成14年4月に発出した。		
保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】 保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の 上限を撤廃する通知を平成14年5月に発出した。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ら、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、 受給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法案を 平成14年3月に国会に提出した。	児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、受給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法が平成15年4月より施行されている。(厚生労働省)	金
度までを目途に実施】 公立の社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)の整備が地方の事務であることをより明確にするため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら補助規定化する方向で検討を行い、次回の法改正(平成18年度までを目途)の機会をとらえて措置する。	「国の補助金等の整理及び合理化に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第25号)を今通常国会に提出し、施設整備費のうち、高齢者福祉に係るものの全部及び障害者福祉に係るものの一部について、施設整備に対する国・都道府県の負担規定を廃止し、これに代わり、市町村又は都道府県の創意工夫を生かした介護・福祉サービスの基盤整備を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金を創設した。 また、保育所等に係る児童福祉施設等の整備費については、施設整備に対する国・都道府県の負担規定を見直し、都道府県、市町村が作成する整備計画に基づき、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備の実施を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金を創設した。(平成17年度より)(厚生労働省)	等交付金 866億円 次世代育成支援対策施設 整備交付金 167億円
福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】 町村が福祉事務所を設置・廃止する場合の都道府県の同意を要する協議については、現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を実施した上で廃止する方向で検討を行い、次回の社会福祉法の改正(平成18年度までを目途)時に措置する。	• (
議の廃止【平成14年度中に実施】 児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止する方向で検討を行い、平成14年度中に必要な政令改正を行う。		
度中に検討・結論】 身体障害者更生相談所の判定を要さずに市町村のみの判断で給付		うち補装具給付費

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】 知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。	[同左]	
目途に実施】 知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設の指定等の国の権限については、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、次期法改正(平成18年度までを目途)時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進める。	製菓衛生師にかかる養成施設については、平成16年2月に都道府県及び関係団体に対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行うとともに、都道府県から意見聴取を行ったところであり、関係団体の意見も踏まえて、今後検討を進めることとしている。(厚生労働省)	
勘案しつつ、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲する方向で検討を行い、平成18年度までを目途に結 論を得る。	会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支	
討・結論】 小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援 策が講じられているが、平成14年度中に策定される保険者の統合・ 再編等に関する基本方針の検討においては、市町村の現状を十分踏 まえながら検討を行う。	平成15年3月28日に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を閣議決定した。 市町村国保の再編・統合については「市町村国保については、「市町村合併特例法」の期間中は、市町村合併の推進や事業の共同化等により、保険運営の広域化を図る。さらに、国、都道府県及び市町村の役割を明確にした上で、都道府県と市町村が連携しつつ、保険者の再編・統合を計画的に進め、広域連合等の活用により、都道府県においてより安定した保険運営を目指す。なお、被保険者管理や保険料徴収等の事務については引き続き住民に身近な市町村において実施する。」こととされた。 この基本方針に基づき、再編・統合の内容の具体化について検討を行い、都道府県において計画的に再編・統合を推進していくこととしている。 平成16年4月より、市町村国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合などの保険者を構成員として都道府県単位で協議会を設け、 都道府県内の医療費の調査、分析、評価、 被保険者に対する健康づくりなどの教育・指導、 各保険者が実施している独自の保健事業に関する情報交換などを実施している。また、平成17年4月より、国保財政における財政負担を見直し、保険運営の広域化や医療費の適正化の推進に資するよう、都道府県負担を導入した。(厚生労働省)	等補助金11.9億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
次実施】 介護保険に関する国の関与の在り方については、制度の成熟度や 定着度等も勘案する必要があるが、介護保険法施行後5年を目途に	市町村の要望等を踏まえ、第1号保険料段階の細分化、保険者である市町村の 指定サービス事業者等への立入権限の付与や、市町村が指定・指導監督権限を有 する地域密着型サービスの創設、都道府県の事業者指定に当たっての意見提出 等、市町村が保険者として介護保険制度の運営を行うにあたっての自由度の拡 大、権限の強化を行うことを内容とする「介護保険法等の一部を改正する法律 案」を今通常国会に提出している。(厚生労働省)	
的検討を求めるとともに、例えば、所掌事務についてのマニュアル 充実等の条件整備を進め、地方支分部局限りで事務が行えるような 体制の確立を進める。	また、地方厚生局では、地方公共団体向け補助金等の執行事務の移管を進めており、平成15年度には結核医療費、平成16年度には社会福祉施設整備及び保健衛生施設整備に係る補助負担金等を移管しており、平成17年度においては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を移管している。(厚生労働省)	
報交換を進めるとともに、求人相談に関し地方公共団体が「しごと情報ネット」を活用することにより国のハローワーク等との有効な連携が図られるよう努める。	また、「しごと情報ネット」については、地方公共団体も含め、広く一般に利用されているところであるが、平成17年度予算において、パソコン版で平成15年度に開始した「求職者マイページ・メール配信サービス(求職者の希望求人条件に該当する新着求人件数を当該求職者にメールで知らせる等のサービス)」を携帯版でも開始することにより、その機能の拡充を図る予定。(参考)アクセス数 携帯版:約53万件 パソコン版:約46万件(平成16年度1日平均)(厚生労働省)	
都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】 高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのな	地方公共団体による職業紹介について、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、届出により実施を可能とする内容の改正職業安定法が平成15年6月13日に公布され、平成16年3月1日に施行された。平成17年3月25日現在、40の地方公共団体が無料職業紹介事業を行っているところ。(厚生労働省)	

教育・文化

教育・又化		
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
設定できるが、実際にはより広い区域に設定されている。平成14年 7月の教科用図書検定調査審議会報告では、こうした現状に鑑み、		
政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】 政令指定都市立の高等学校の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。政令指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。		
中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・ 結論】 中核市立の幼稚園の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。		
施】 文部科学省は、一層大綱化・弾力化された学習指導要領(平成14		

Х Я Д ІІ		
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
広報パンフレット、インターネットや各種会議等を通じて学習指導要領の大綱化・弾力化につき、その趣旨の一層の周知を図ってきているが、引き続き、教育課程研究協議会、総合的な学習の時間研究協議会等を通じ、より一層の趣旨の徹底を図る。学級編制については、特に必要があると認められる場合に40人の標準を下回ることを可能とする基準の弾力化を平成13年に制度化しており、また、41人以上の学級編制についても、教育委員会の判断により弾力的な取扱いが可能である旨を、各種会議等を通じて周知する。	学級編制の弾力的な取扱いについては、各都道府県宛てに通知を発出しており、平成15年度においては、	
各学校で実施される教育活動に関する「評価と公開」の積極的推進を促すとともに、平成15年度以降継続的に実施することとしている教育課程実施状況調査や、平成14年度内に実施する予定としてい	改正し、学校において特に必要がある場合には学習指導要領に示していない内容も必要に応じて指導できることの明確化(「基準性」の一層の明確化)などを行った。 教育課程実施状況調査については、平成16年1・2月に実施するとともに、教育課程実施状況調査などでは把握が難しい内容について、平成17年1月に「特定	
当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。 この点に関して、一般財源化する以上、税源移譲を伴わなければならないとの意見が出されたが、当会議としては、次の段階で国と	平成16年度から退職手当及び児童手当に要する経費(2,309億円)を一般財源化。当該所要額については、地方の財政運営に支障が生じないよう税源移譲予定特例交付金により措置。(将来の税源移譲までの暫定措置)(文部科学省)	20,081億円 公立養護学校教育費国庫 負担金

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	平成16年度において、公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止する	
【平成16年度、平成18年度までを目途に見直し】	とともに、国庫負担制度の根幹を維持しつつ地方の自由度を高めるため、現行の	
	人材確保法、義務標準法のもと給与単価と標準定数に基づき算定される国庫負担	
	金の総額の範囲内で、給与の水準や教職員数を地方の自由な裁量で決定できるよ	
義務教育費国庫負担金は、実際に支払われた教職員給与の半額を国		1,068億円
	また、都道府県の自主的な選択によって、従来少人数指導等のために措置されて	
	いた加配教員について、少人数学級を編制する場合にも柔軟に活用すること等を	
こととなり、工夫による縮減分をそのまま他の義務教育経費に振り		
向けられるものではない。	平成16年11月の政府・与党合意「三位一体の改革について」においては、	
地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべ	「義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。	
き経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準と	その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準	
する定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。生徒数など	の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題につ	
の客観的指標に拠ることが制度設計上直ちには困難である場合は、	いては、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。」とされてい	
例えば、当面、現行の標準定数等によって計算される国庫負担金額	る。この合意を踏まえ、中央教育審議会の総会の下に義務教育特別部会を設けた	
	ところであり、経費負担の在り方も含め義務教育の在り方全体について平成17年	
の裁量で決めうるとするような定額化、交付金化を行った上で、次		
の段階として、より客観的な基準による制度への移行を図るとの構		
想もあり得よう。		
教職員給与問題に関しては、平成16年度の国立大学法人化、平成		
18年度の公務員制度改革が密接に関連することから、直ちに検討に		
着手し、平成16年度、平成18年度をそれぞれ節目として見直しを実		
施すべく検討を進める。		
義務教育費国庫負担金の一般財源化等【継続的検討】	平成16年11月の政府・与党合意「三位一体の改革について」においては、	義務教育費国庫負 担全
	「義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。	
	- 義務教育制度については、この後年を雇用し、自の責任を用さ続と至用する。 その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準	
い経費負担の仕組みを追及すべきである。	の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題につ	
	いては、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。」とされてい	
	る。この合意を踏まえ、中央教育審議会の総会の下に義務教育特別部会を設けた	
	る。この白息を頃よん、中央教育番譲去の総会の下に義務教育行が記去を設けた ところであり、経費負担の在り方も含め義務教育の在り方全体について平成17年	
義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。	とこうであり、経賃負担の任り力も自め義務教育の任り力主体にプロで干成17年 秋までに検討を行うこととしている。(文部科学省)	
我クカタメ月貝四/早貝担立の土領の 阪別/ぶしについて快引を行う。	オスス& CICオメヒロッでプフにCCCCCにいる。(又中ヤイfチ目) 	

		即法士之士以同庆代明在初入
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限の移譲【平成15年度中に結論】 市町村立小中学校等の教職員給与は都道府県が負担する一方、教職員の任命権は、既に都道府県から政令指定都市に移譲されてい	中央教育審議会において検討を行い平成15年度末に関係道府県・指定都市の意見の集約を図ったところ。指定都市の意見は道府県から指定都市への税源移譲による財源措置等を前提として賛成であったが一部に慎重な意見があり、また、関係道府県の一部に強い反対意見があった。このような意見集約の結果及び、平成16年11月26日の政府・与党合意を踏まえ中教審において引き続き検討することとしている。(文部科学省)	(石仰・平成 7 平及卫昇額)
国の定める教職員定数はあくまで標準であり、都道府県はこの定数を超えて教職員を配置することが可能である(ただし、経費は全額県の負担)。しかしながら、市町村には、都道府県の定める定数		

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
し【 平成15・16年度から実施・ 平成18年度から実施】 公立学校教員の給与制度改革については、次のとおり2段階で実施する。 国立大学の法人化に伴い、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、教員と一般職員の円滑な人事交流も念頭に置きつつ、より弾力的、機動的な教員人事が可能となる体系とする方向で各都道府県が給料・諸手当をより自主的に決定できるよう見直しを行う。このための関連法案を平成15年の国会に提出し、平成16年度から実	公立学校教員の給与制度改革については、教員の能力や実績等が適正に評価され、それが処遇等に反映されるよう、各都道府県における新しい評価システムの導入を図りつつ、能力や実績に応じた処遇がより一層可能となるような方策について引き続き検討中。 なお、教員給与を一般職員より優遇することについては、公立義務教育諸学校の教員に優れた人材を確保する必要があるため、今後とも必要と認識。(文部科学省)	
「義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討」 事務手続きの一層の簡素合理化【平成15年度から実施】 義務教育費の国庫負担制度は、現在、小・中学校及び盲・聾学校 に関する義務教育費国庫負担法と、養護学校に関する公立養護学校 整備特別措置法の2つの法律を根拠に処理が行われており、ほとん ど同じ内容の事務手続きが並行するという煩雑なものとなってい る。 この二つの根拠法を一本化することにより、別々に行われていた 事務作業及び各種調書の統一を図る。 さらに、負担金手続きのうち、最も作業量を要する決算額等調書 について、現在は毎月、実数と標準定数を突合しているが、この作 業を特定月のみに限定する等の見直しを行い大幅な事務の簡素化を 図る。 これらの簡素化について、可能なものは平成15年度から実施す る。	 決算額等調書については、平成14年度まで教職員の実数と定数の比較を毎月行っていたところ、平成15年度からは特定の月のみの比較とした。その他、添付調書の一部削減、調書作成に係るマニュアルの作成・配布等を行った。 (平成16年度) 平成16年度から総額裁量制を導入したことに伴い、 当該年度の5月1日現在の人員に基づいて算定された総額と、都道府県の実支出額との比較により国庫負担金を算定することとしたため、従来行っていた月ごとの実数と定数の比較の必要がなくなり、 また、国の水準を上回る給与額を算出するための調書の作成の必要がなくなった。 それに伴い、決算額等調書に係る事務について大幅に簡素化が図られる。 	公立養護学校教育費国庫 負担金 1,086億円

		即法士之士和国库诺叻名切么
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
事務手続きの電子化【平成14年度から検討し、手続きの電子化の動向等を踏まえ見直し】 現在、国・地方を通じて電子政府、電子自治体化の検討が進められている中で、補助負担金手続きの電子化に向けて、各都道府県における給与関係のシステム環境を統一する方向で検討する。 とりわけ、平成16年度の国立学校準拠制廃止に伴う公立学校教員の給与制度改革等を踏まえつつ、新たなシステムの導入について検討する。	一部削減など、事務手続きの大幅な簡素化を図ったところである。 新たなシステムの導入については、引き続き検討。(文部科学省)	
続的検討】 前述した義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、より抜本的な 手続き簡素化の検討を行う。	平成16年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意を踏まえ、義務教育費国庫負担制度の在り方については、中央教育審議会において平成17年秋までに検討することとなった。国庫負担制度の見直しに伴う事務手続きの抜本的な簡素化については、中央教育審議会における検討を踏まえて対応。(文部科学省)	
年度中に実施】 特殊法人日本育英会の廃止に伴い、大学等の奨学金については学生支援業務を統合的に実施する独立行政法人の業務とする一方、高等学校に関する奨学金事業は、早急に条件を整備して平成16年度以降都道府県へ移管することとされた。移管後においては、地方の実情を踏まえた事業が可能となるよう、高等学校奨学金事業に係る国の財政措置の在り方についての検討を行う。 当会議としては、特殊法人廃止が地方への新たな奨励的補助事業の創設につながらぬよう十分留意すべきであると考える。	平成15年6月18日に「独立行政法人日本学生支援機構法」(平成15年法律第94号)が公布され、平成16年4月から、日本育英会は廃止され、大学等の奨学金を含めて学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人が設立された。日本育英会の廃止に伴う高等学校奨学金の都道府県への移管については、平成17年度新1年生に対する奨学金の貸与業務(平成16年度中学3年生に対する予約採用業務も含む。)から都道府県へ移管することとし、以後順次学年進行により移管していくこととしている。また、当該事業の都道府県への円滑な移管に資するよう、学生支援機構を通じた交付金を都道府県に交付することとしている。また、高校奨学金事業のモデルシステムを提供する等、奨学金事業に関するノウハウを提供している。(文部科学省)	
法人化に伴う国立大学等と地方との連携【措置済み】 国立大学等と地方との関係については、中間報告において、自立 した地方を前提とする地方分権の趣旨に照らしながら、平成16年度 の国立大学等の法人化に際して両者の連携・協力が今後より一層円 滑となるよう見直す旨の提言を行った。この趣旨も踏まえ、大学法 人化を待つことなく、平成14年10月に一定の要件の下で、地方公共 団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正が行 われた。		

1		
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
月に措置済み】 補助金等を受けて整備された学校等の建物について、地方がその		
建物を補助等の目的以外の用途に使用する場合等は、大臣の承認を得るか、納付金を納めるか、一定の期間(財産処分制限期間)を経過していることが要件とされている。 こうした施設を地域に関放することによって、地方行政の総合化	(例) ・鉄筋コンクリート造校舎:60年 47年 ・鉄骨造校舎 :40年 34年 平成16年度から、国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校施設や余裕教室	
の環境整備を図っていく観点から、地方のより自主的・弾力的な施設運用が可能となるよう、かかる施設に関する財産処分制限期間を短縮した(平成14年3月措置)。 (例) ・鉄筋コンクリート造校舎:60年 47年	の設置者が、地域再生計画を定めた場合で、 地域再生の観点から実施される事業の具体的な内容と必要性、 その事業を実施するに当たり、廃校施設等を利用する必要性と緊急性等の一定の要件を満たし、廃校施設等を転用することが地域再生に資するものと判断されるときは、民間事業者への無償による貸与の場合で	
・鉄骨造校舎 : 40年 34年 	あれば、当該処分に係る補助金相当額の国庫納付金を免除することとした。 (文 部科学省)	
用事例等について、今後とも引き続きインターネットや広報パンフレット等を通じた情報提供に努め、市町村における学校施設の有効 活用の一層の促進を図る。	市町村において学校施設が有効活用されるよう、インターネット等を通じ、学校施設の活用事例(保育所、デイサービスセンター等の社会福祉施設、公民館等の社会教育施設等への転用等)等について情報提供を行っている。(文部科学省)	
(5)生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等国の役割の特化【平成15年度から実施】生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮減する方向で見直す。関連する補助負担事業については、平成15年度から順次縮減に努める。		
力化【平成14年度中に実施】 公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したものとなっているが、平成14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める。		
【継続的検討・実施】 埋蔵文化財の発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求める際に支障を来たさないような仕組みの検討が必要である。何らかの法制化の可能性も念頭に検討すべきと考えるが、	また、平成16年12月には、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」を都道府県に通知し、各都道府県において基準の策定を行うよう促している。(文部科学省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金(名称・平成17年度予算額)
(6)必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し		(日称:十成),千皮了弃职)
組織や人員に関する国の義務付けの全般的、経常的見直し【逐 次実施・継続的検討】	地方の組織や人事に関する国の義務付けについては、引き続き全般的な検証を 行う予定。(文部科学省)	
事務事業の執行体制や実施方法に関する地方の裁量は幅広く認め		
られるべきであるとの考え方に基づき、必置規制に代表される地方の根拠によるに関する民の差別はは、これでは、原則はよる民の		
の組織・人員に関する国の義務付けについては、原則として廃止・ 縮減する方向で、全般的な検証を継続して行う。		
学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与の見直し【継続		
	べきそれぞれの総数の標準が示されているものであるが、その具体的な配置につ	
	いては、各都道府県の判断によるものである。また、義務教育費国庫負担制度に ついて、平成16年度から導入した総額裁量制により、学校栄養職員や事務職員に	
学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で、引き続き検討を	ついても、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となった。(文部科学省)	
行う。		

事務・事業のあり方に関する意見

(社会資本整備重点計画)

関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)

(1) 公共事業関係長期計画等の見直し

て、検討が進められている。また、農林水産省においては、これに「社会資本整備重点計画」を策定した(平成15年10月閣議決定)。 が進められている。

き点を述べておきたい。

2002では、地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公している。 て、補助事業の事業主体は地方であることに配慮すべきである。なの反映に努めた。 資本整備水準の向上等を踏まえつつ、既存施設の維持更新、有効活としている。 である。

公共投資をめぐる環境変化を踏まえ、見直すべき事項に公共事業 平成14、15年度を期限とする9本の国土交通関係の公共事業関係長期計画につ 関係長期計画がある。公共事業関係長期計画については、基本方針|いては、計画策定の重点を従来の「事業費」から「達成される成果」に変更すると同 2002を踏まえ、国土交通省では、従来の長期計画を一本化し、国土時に、原則として事業費総額を計画内容としない等、社会資本整備の重点化・効 交通社会資本整備重点化計画(仮称)を策定することを基本とし|率化を一層推進するとともに一本化することとし、平成15年度を初年度とした

実施状況

関連する長期計画の在り方の検討や、土地改良長期計画策定の作業」この計画は、社会資本整備事業により実現を図るべき目標と、当該目標の達成 のために実施すべき、民間主体による社会資本の整備等も含めた社会資本整備事 当会議としても、こうした公共事業関係長期計画見直しの方針は「業の概要を明らかにするものである。本計画においては、個性ある地域の発展を 基本的に支持するものであるが、いくつか検討に当たって留意すべ目指し、地方ブロックにおける定期会議の開催等による国と地方公共団体との円 滑な意思疎通、共通の認識の醸成や国と地方の役割分担の明確化、国庫補助負担 その第一は、地方が事業主体となる事業の扱いである。基本方針|金の地方の裁量性を高める方向での改革等新たな国と地方の関係についても明記

共事業関係長期計画の目標とは位置付けないこととされている。そ なお、計画の策定に当たっては、パブリックコメントや都道府県からの意見聴 の一方、国が政策目的実現のために補助負担金を交付する補助事業|取のほか、地方ブロックごとの会議を通じた地方公共団体・地元経済界との意見 については、長期計画上に位置付けられるが、計画策定に当たっ|交換やインターネットアンケートの実施など、地方を含む幅広い意見の聴取とそ

お、長期計画にアウトカム目標を定める際、地方単独事業や補助事 また、この計画では、他の公共事業計画に位置付けられた事業やソフト施策と 業による成果も含めて記述することが必要な場合には、その趣旨を|の連携、効率的・ 計画的な維持管理の推進等、既存ストックの有効活用へ配慮す 明らかにすべきである。第二は、長期計画の策定に当たって、社会る旨規定しており、重点目標及びそのための事業の概要もその点を踏まえたもの

用を重視した計画としていくべきことである。第三は、長期計画の さらに、この計画の根拠法である「社会資本整備重点計画法」の施行に伴い、 基礎となっている緊急措置法の在り方についても検討を行うことで|従来の都市公園、下水道、港湾の緊急措置法及び治山治水緊急措置法の治水事業 ある。併せて、緊急措置法ではなく、各個別事業分野の恒久法に長|に係る規定が廃止されたほか、「道路整備緊急措置法」(昭和33年法律第34号) 期計画の根拠がある場合も、計画の在り方について検討を行うべき|及び「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」(昭和41年法律第45号)が 名称も含め一部改正された。(国土交通省)

(土地改良長期計画)

平成15年10月10日に、平成15年度を初年度とする新たな土地改良長期計画が閣 議決定された。新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対 する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和 に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従 来の「事業費」から、「達成される成果」に重点を置いた計画に改めた。(例え ば、「整備を実施した地区において農地の利用集積率を20ポイント以上向上」な どを設定)また、他の農林水産施策や異なる分野の公共事業との連携の強化、既 存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備等、事業実施の際に踏まえるべ き事項を明示した。

なお、同日に閣議決定された国土交通省等の社会資本整備重点計画、環境省の 廃棄物処理施設整備計画においても、共通目標を掲げた農業集落排水施設、下水 |道、浄化槽をはじめ、相互の計画に位置付けられた事業との連携の推進について |明記されたところである。(農林水産省)

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	(森林整備保全事業計画) 平成15年5月に森林法を改正し、「森林整備事業計画」と「治山事業計画」とを統合した平成16年度を初年度とする「森林整備保全事業計画」が平成16年6月8日に閣議決定された。 新たな計画では、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」の観点から、生活環境や自然環境の重要な構成要素である森林について、その多様な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境創造事業として事業を効率的かつ効果的に実施することとしており、従来の「事業費」から「成果目標」に重点をおいた計画に改めている(例えば、「育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を66%に増加」などを設定)。また、本計画では、国、地方公共団体それぞれの適切な役割分担の下、地方の自主性を尊重しつつ、これらの連携による効率的な整備を推進するとともに、他の公共事業計画に位置付けられた事業やソフト施策との連携強化、森林資源及び既存施設の有効活用、地域住民や下流の都市住民等の多様な主体の参加の促進等、事業実施に当たっての留意事項を明示したところである。(農林水産省)	
	(廃棄物処理施設整備計画) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律 第93号)において、廃棄物処理施設整備緊急措置法を廃止するとともに、新たに 廃棄物処理法に廃棄物処理施設整備計画を位置づけた。 本改正及び「基本方針2002」を踏まえ、計画の目標を、事業の量(事業費)か らアウトカム目標に変更する等に見直しを行い、平成15年度から平成19年度まで を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画を平成15年10月10日に閣議決定した。 現在同計画に基づき着実に施設整備を進めているところ。(環境省)	
(2)補助事業等における国と地方の関係の明確化 公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と 周知徹底【平成14年度中に実施】 各省が必要に応じ定めている公共事業再評価に関する要綱、要領 は地方自治法第245条の4に定める技術的助言であり、補助事業 についても、各地方公共団体が実施する公共事業等の再評価は地方 公共団体が自主的に行うものである。公共事業再評価システムに関 する国と地方の関係の透明化を図る観点から、政策評価法の趣旨に 沿った適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業 主体である地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等 適正化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることが ないことについて、再度、周知徹底を図る。	務省の要請に基づき、農林水産省及び国土交通省から各地方公共団体に通知を発出し、周知徹底を図っている。(農林水産省・国土交通省)	

関連する主な国庫補助負担金 事務・事業のあり方に関する意見 実施状況 (名称・平成17年度予算額) 道路と農道・林道の調整については、従来より、都道府県の道路部局と農 複数省庁が所管する公共事業における調整システムの明確化 【平成14年度中に着手】 道・林道担当部局が地域の幹線道路と広域農道等に関する地域道路整備計画を共 道路・農林道、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽、地すべ同で策定し、これに基づき都道府県の担当部局間及び本省間で両事業を調整して り等の災害関連事業、海岸事業、港湾・漁港等複数省庁が所管するいる。さらに、両事業の調整方法を「協議調整の手引き」として配布することに 類似事業については、第3次行革審の指摘も踏まえ、法律に基づく|より、国の地方局及び地方公共団体の担当者へ周知し、両事業の調整の充実を 基本計画、協議調整規定の適切な運用、関係省庁間での調整会議の図っているところである。なお、地方道・農道・林道について、地方の自主性、 設置や地方公共団体への通達に基づく調整の仕組みの導入などによ|裁量性を高めた道整備交付金を平成17年度に創設した。(農林水産省・国土交通| り、一定の成果を上げてきたところであるが、今後、調整システム省) 「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域の における国と地方の関係についても、国民にとってより分かりやす く、透明と感じられるとともに、地域における重複投資の調整によ指定時に都道府県知事の意見聴取や主務大臣間の協議の仕組みがある。今後とも 事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。 り実効のあるものとしていく必要がある。 これらの調整の仕組みは、従来、法令の規定のほか、関係省庁か(農林水産省・国土交通省) 海岸事業については、地方公共団体での海岸保全行政の統一的運営及び総合 ら地方公共団体に対して発出された通知等に基づき実施されてきた が、地方分権一括法の施行に伴う一括整理に際し、内容や法的性的な取組みについて平成15年3月31日付けで関係省庁連名の通知を技術的助言と 格、効力等が不明確なままとなっている面がある。その後、所要のして発出した。既に都道府県に設けられている海岸関係部局による連絡調整機関 措置が講じられたものもあるが、それ以外のものについては、通知|の活用等により、今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを 内容を整理するなどにより、通知やこれに基づく都道府県構想の法様進することとしている。 的性格の明確化を図るとともに、調整の効果、地方公共団体と国の」なお、海岸事業については、国が定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県 関係省庁の調整の在り方、構想策定に係る関係市町村や地域住民の知事が自主的に海岸保全基本計画を策定するという仕組みが法的に位置づけられ 意見の反映の在り方などの明確化を図り、周知徹底を図るべきであている。 る。 また、「海岸法」(昭和31年法律第101号)第40条第2項に定められている大臣 間協議等を積極的に活用し、複数省庁で所管する一連海岸における一元的整備を |推進することとしている。(農林水産省・国土交通省) 「漁港漁場整備の促進に関する基本方針」及び「港湾の開発、利用及び保全並 びに開発保全航路の開発に関する基本方針」に基づき必要な調整を行うこととさ れていることを踏まえつつ、今後とも、国の「港湾・水産基盤連絡調整会議」や |地方公共団体における円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。

なお、地方港湾と第1種漁港について、地方の自主性、裁量性を高めた港整備

その他、意見に沿った措置が概ね講じられてきているが、今後とも事業執行に 当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産

交付金を平成17年度に創設した。(農林水産省・国土交通省)

|省・国十交诵省・環境省)

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
汚水処理に関する調整システムの明確化等【平成14年度中に着手】 下水道及び農業集落排水の整備、管理、合併処理浄化槽整備への助成はいずれも市町村の自治事務であるが、都道府県が策定する汚水処理に関する構想により総合調整が図られている。この総合的調整の仕組みは、地方分権一括法の施行に伴い、関係省庁通知は国から都道府県に対する技術的助言との性格をもつものとされている。 現在、都道府県の汚水処理の整備に関する構想の見直しが進められているため、その状況を見極めつ、関係省庁通知は地方分権一括法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の哲法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の哲法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の哲法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の哲法を図って周知ではでいるでありますが極めて大きいことを踏まえ、関係省庁通知の内容の再整理と都道府県構想の位置付の明確化を図って周知徹底を図る。また、市町村や住民との関係の透明化を図る観点から、法令上の仕組みも視野に入れて検討する必要が	下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の調整システムについては、汚水処理施設の整備に関する構想である都道府県構想として実施しているところであるが、各都道府県に対し平成14年12月4日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進について通知を発出している。この中では、都道府県構想に関する通知は国から都道府県に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映することが明記されている。今後とも事業執行に当たっては、都道府県構想による調整システムや「汚水処理施設の整備等に関する関係省連絡会議」の開催など、円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。なお、下水道、農業集落排水、浄化槽について、地方の自主性、裁量性を高めた汚水処理施設整備交付金を平成17年度に創設した。(農林水産省、国土交通省、環境省)また、住民との関係の透明化を図る観点から、各都道府県に対し平成15年6月11日付で、都道府県構想の見直しに際して、農業集落排水事業等の区域を見直す場合には、住民の意向を十分に反映するよう明記した通知を発出した。	
促進【平成14年度中に着手】 一つの法律に基づく事業を複数省庁が所管する場合の調整は、法令の規定のほか、通知等に基づき行われてきたが、地方分権一括法	今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進する こととしている。(農林水産省・国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わりの点検と検討【逐次実施】 地方公共団体の裁量を高める見地から「国が箇所付けしない」ことを基本として導入された統合補助金については、その後着実に拡充されてきているが、今後とも対象事業の拡充を図る。統合補助金に係る地方六団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化をはじめ、所要の見直しを行う。 統合補助金の導入から間もないことから、国、地方双方で「国が	平成17年度予算においても、地方公共団体の裁量性を高める観点から、国が箇所付けしないことを基本として、事業箇所・内容を地方公共団体が主体的に定めることができる複数事業を一体的かつ主体的に実施することができるものとして、統合補助金化を引き続き推進。全体の補助金等を縮減する中で、10件の(非公共事業を含む)新規統合補助金化	(石仰、十八) (7 千反) "异职)
箇所付けしないことを基本として具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組み」等とするものであること、補助金等適正化法の適用があることから	(新規統合補助金) 総合流域防災事業 729億円 水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害 等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進する統合補助金を創設。	
	流域一体となった環境整備を推進するため、河川環境整備事業を統合補助金化。	
	住宅・建築物耐震改修等事業費統合補助 20億円 既存の住宅・建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修を総合的 に推進する統合補助金を創設。 共生保安林整備統合補助事業 27億円	
	共主体女体空間統合補助事業 27億円 生活環境保全林整備事業等の生活環境や自然環境の保全を図る事業について統合 補助金化し、新たに共生保安林整備統合補助事業を創設。 畜産環境総合整備統合補助事業 67億円	
	畜産環境問題に地域の実情を踏まえ弾力的に対応するため、畜産環境総合整備統合補助事業(資源リサイクル型及び草地畜産活性化型)を創設。 【手続きの簡素化等の所要の見直し、点検】	
	地方公共団体に対する予算要望ヒアリング及び担当者会議等を通じ、地方公共団体の要望把握に努めている。なお、平成16年度予算においては、メニューの追加(漁村づくり総合整備事業)や補助要綱上の制限緩和による事業の大括り化(公営住宅建設費等補助)等が行われた。	
	【統合補助金の趣旨の周知徹底】 統合補助金の趣旨については、地方公共団体に対する予算要望ヒアリング等を通じ周知に努めるとともに、新規に創設する統合補助金については、説明会を開くなど、周知徹底を図っている。	

(名称・平成17年度予算額)
むらづくり交付金(拡充) 100億円 平成17年度においては、むらづくり交付金を拡充し、農業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的、一体的に実施出来る仕組みを構築。 漁村再生交付金(新規) 30億円 地域が主体となった個性ある漁村の再生を推進するため、市町村が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備等を含めた総合的な事業を実施できる仕組みの導入により、国の関与を縮減し、漁業生産基盤と生活環境整備を効率的・効果的に実施する交付金を創設。 循環型社会形成推進交付金(新規) 263億円 廃棄物の3R(リデュース、リコース、リサイクル)をより一層推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進する。 自然環境整備交付金(新規) 14億円 国が応分の費用負担を行いつつ地方と協力して整備をすすめていくため、国定公

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
(3)事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の関係の明確化河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化【平成14年度中に着手】河川及び道路についての直轄管理区間の指定基準については、平成15年度を初年度とする国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の策定過程において必要な作業を行い、策定する。なお、国道の直轄管理区間の指定基準については、当該基準が、新設・改築に関する国と地方の役割分担にも適用されるものとする。	平成16年3月15日に「河川法施行規則」(昭和40年建設省令第7号)及び「道路法施行規則」(昭和27年建設省令第25号)を改正し、河川及び道路の直轄管理区間の指定基準を法令化したところである。(国土交通省)	
地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成14年度中に実施】 地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置し、事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る。	新たに設置した地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部との定期的会議 を通じて、所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る こととしており、各地で会議を開催している。(国土交通省)	
めの機関の設置【平成14年度中に実施】	地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等については、地方ブロックごとの主な施策運営に対する第三者の視点からの多岐にわたる意見聴取を行い、共同点検等行うため、新たな会議の設置や各種会議の活用を図り、各地で会議を開催している。(国土交通省)	
との事前協議等【平成14年度以降逐次実施】 従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底するとともに、新たに設置する地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議において、調整を図る。さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る。 なお、当会議としては、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たって地方公共団体との事前協議制度等の導入を検討するよう、提言したい。	また、事業内容、事業費等に関する情報交換・意思疎通の円滑化のための措置については、これまで、概算要求終了後及び年度当初等において、予定される事業内容、事業費等に関して情報提供してきているところであるが、16年9月にはさらに詳細な情報を提供する旨、周知、徹底を図ったところである。(国土交通省)	
維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等【逐次実施】 地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事 業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行う。	維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。(国土交通省)	
直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し【逐次実施】 地方分権推進計画に基づき、引き続き、直轄事業負担金に係る事	直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。 (国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
(4)社会資本の管理に係る国の関与の縮小特定重要港湾の入港料に関する関与の見直し【平成15年度中に着手】地方分権一括法において事前協議(同意)とされた特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議(同意)については、平成12年4月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要があるが、できる限り港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう、議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、関係者の意見も聴取しつつ、その在り方の見直し作業に着手する。		
地方の有料道路料金に係る国の関与の見直し【継続的検討】 地方の有料道路料金に係る国の関与の在り方は、議会の議決を経 ているものであることを踏まえ、有料道路政策全体の見直しの中 で、その在り方も検討すべきである。	国土交通大臣の許可は、「道路無料公開の原則」との関係で置かれているものであるが、実際の運用に当たっては、借入金の確実な償還が担保されれば、弾力的な料金設定についても許可を行う等、運用の見直しを行っている。(国土交通省)	
囲の拡大【次期地方自治法改正の際に併せて実施】 現行法上、公共団体、公共的団体及びいわゆる第3セクター等に限定されている地方自治法第244条の2の公の施設の管理受託者の範囲を、民間事業者まで拡大する。	公の施設の管理に関する制度について、地方公共団体の管理権限の下で、出資法人等が管理受託者として管理の事務・事業を執行する管理委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)が管理を代行する指定管理者制度へ転換することを盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)は平成15年9月2日に施行された。(総務省)	
【平成14年度中に検討、その結果を踏まえて実施】 全国総合開発計画等については、厳しい見直しに基づき、社会資本の整備水準の向上等の社会経済情勢の変化を踏まえて国土の計画的な利用と保全をより重視したものに転換することとし、地方公共	計画事項等の見直しによる、「開発」を基調としたこれまでの国土計画から 利用と保全を重視したものへの転換 計画の名称を国土総合開発計画から国土形成計画に変更 全国計画の計画内容は「全国的な見地から必要と認められる基本的な施策」 であることを明記 計画の基本理念として、地方公共団体の主体的な取り組みを尊重することを 明記	

		関連するより国産活動会担合
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
年度中を目途に検討、一定の結論】 総合保養地域整備の在り方について、政策評価や「総合保養地域		
進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公 共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途に フォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討す	制度改正の定着状況等について、全国の地方公共団体に対するアンケート調査を実施する等フォローアップを行っているところ。(国土交通省) (農地転用許可権限)	

		関連すること国産活動会日会
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 <u>(名称・平成17年度予算額)</u>
以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】 フォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、都道府県の許可権限の在り方と併せて、都道府県の法定受託事務とされた農地転用許可権限についても事務処理特例条例によって市町村移譲ができることとされたことを踏まえ、事務処理特例条例による権限移譲の進捗状況を見極めつつ、特例市等一定の規模能力のある市町村への権限移譲の在り方も、検討課題とすることとする。	また、農地制度の改革について、総合規制改革会議第3次答申では、農地転用 規制の運用の厳格化や国民各層からの意見を聴取し総合的な検討等を行うことを 求めている。	
農地制度の見直し【平成14年度中に検討、一定の結論】	「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会(アドバイザ	
有識者懇談会での議論を踏まれ、農山村をめくる国民の価値観の 変化 農山村地域における土地利田に関する課題等に対応する観点	リーグループ)」での議論を踏まえ、市町村のイニシアティブによる農地の保全 及び効率的利用を確保するための取組を促進するため、市町村が条例に基づき策	
から、住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村	定する土地利用計画において、宅地等農地以外の用途に供することを予定する区	
	域(転用予定区域)として定められている区域については、農振法上農用地区域 から除外できることとするとともに、農地法上も転用許可を可能とする等の措置	
	からは外でさることとすることもに、展地法工も転用計りを可能とする等の指置 を講じた。(農振法施行規則及び農地法施行規則の改正 平成15年8月20日施	
	行)(農林水産省)	
の移譲【平成14年度中に検討に着手】 都市計画法に基づく開発許可については、人口要件の引下げ等による特例市等の拡大により、権限の移譲を図る。	平成15年11月に第27次地方制度調査会は、特例市の指定のあり方等について、市町村合併が進展する中で、各都市の規模・能力が合併特例法の期限である平成17年3月までの間に変動していく可能性が高いことを考えれば、少なくとも合併特例法の期限内においては現行の特例市等の指定要件を維持し、その後における要件緩和は引き続き検討すべきものと答申している。 なお、平成16年3月に発足した第28次地方制度調査会において、主要なテーマの1つとして、「大都市制度のあり方」について特例市等のあり方も含めて議論している。(総務省) 国土交通省としては本意見を踏まえ、平成15年3月14日及び10月24日に「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に基づく事務処理特例制度等を活用した開発許可権限の市町村への移行状況の情報提供及び計画的かつ円滑な移行を都道府県に対して要請した。(平成14年4月1日時点から平成16年5月1日時点で新たに約80の市町村への開発許可権限の移行が進捗)(国土交通省)	
三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】 地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況についてフォローアップを実施し、その結果に応じて見直しを検討する際、三大都市圏の中核市への権限移譲について、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。		

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
応状況を、国土交通省地方整備局ホームページ上に公表する。	(石川県)、菊川水系(静岡県)、太田川水系(広島県)、小瀬川水系(広島県、山口県)、肱川水系(愛媛県)、大淀川水系(宮崎県、熊本県、鹿児島県)等の河川管理に関して寄せられた意見等への対応状況について、地方整備局ホームページ上での公表を実施している。(国土交通省)	
取、反映されるような仕組みの充実【平成14年度中に実施】 各一級河川の河川整備基本方針の策定に関し、指定区間について は都道府県が管理していることも踏まえ、社会資本整備審議会河川	平成14年度より、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとし、関係する都道府県知事を任命している。 平成16年度に引き続き、平成17年度においても、平成17年4月12日の河川分科会検討小委員会、平成17年4月15日の河川分科会における岩木川、鶴見川、庄内川の河川整備基本方針の審議に当たり、臨時委員として関係する都道府県知事を任命している。(国土交通省)	
方公共団体の状況、砂防指定地指定事務及び砂防指定地管理等について、データ収集・分析等の実態調査を実施する。	本調査結果における都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握・分析しつつ、指定権限と併せ、管理・工事施行のあり方等について多方面から検討を行っている。また、指定事務の迅速化にも取り組んでいるところである。(農林水産省・国土交通省)	
砂防、地すべり、治山等の対策に係る都道府県段階での総合的な取組みの促進【随時実施】 砂防、地すべり、治山等の対策について、地方公共団体の意見を 聴取しつつ、都道府県段階等での総合的な取組みを促進する。	砂防事業と治山事業については、国及び都道府県において設置されている「砂防治山連絡調整会議」により連絡調整の緊密化が図られ、円滑かつ効果的な事業実施が図られており、地すべり対策事業については、地すべり等防止法に基づき地すべり防止区域の指定時に都道府県の意見聴取や関係省庁間の協議等が行われることにより、円滑かつ効果的な事業実施が図られているが、必要に応じ地方公共団体の意見を聴取しつつ、引き続き都道府県段階等での総合的な取組みを促進することとしている。 (農林水産省・国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
道路 地域の実情に応じた道路整備に資する道路の構造に係る見直し 【平成15年度以降逐次実施】 地域の実情に応じた道路整備を弾力的に進める観点から、道路構	平成14年10月16日付で「1.5車線的道路整備の進め方について(案)」を各自治体に提示し、1.5車線的道路整備を実施する路線の抽出、整備計画の策定及び技	(名称·平成17年度予算額) 地方道路整備臨時交付金 7,408億円
造令等の基準の見直し等を行い、道路の構造に係るローカル・ルールを導入する。	術的基準の制定手法等の事例を示している。 これに基づき、平成15年度より1.5車線的道路整備手法を積極的に導入しており、平成17年度においても、引き続き地方道路交付金事業(地方道路整備臨時交付金)により支援していく。	
保を迅速に実施することを目的とした1.5車線的道路整備手法を導入する。 さらに、都市内において限られた道路空間やコスト縮減等の課題に対処するため、乗用車や小型トラックのみ通行可能とする「乗用	【乗用車専用道路】 平成15年7月、通常の規格に比べて小さい道路である「乗用車専用道路(小型 道路)」の構造要件として設計車両、車線幅員、建築限界、縦断勾配等について の規定を定める道路構造令改正を実施し、「乗用車専用道路」の導入を可能とし	
車専用道路」制度等を導入する。 	た。 <u>(国土交通省)</u>	
道路関係の統合補助金の拡大の検討、地方道路整備臨時交付金の運用の実態把握と改善【逐次実施】 道路関係の補助事業における統合補助金の拡大を検討する。 地方道路整備臨時交付金について、運用の実態把握に努めるとと	平成15年度に交通安全事業地区一括統合補助制度を拡充し、対象事業に道路の 改築を追加した。	268億円 地方道路整備臨時交付金
もに、その結果に基づき、所要の改善に努める。	【地方道路整備臨時交付金の運用の改善】 平成15年7月より、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、国費と地方費の割合を個別事業(要素事業)ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとした。また、平成16年度に、個別事業内容の事前審査からパッケージの目標達成度に対する事後評価へ転換するとともに、毎年度、パッケージの目標達成に要する事業費により配分し、個別事業への配分は地方の自由裁量に委ねることとする運用改善を行った。 さらに平成17年度に、市町村直接要望・内示手続きを導入する等、地方の自主	7,408億円
住宅	性をさらに高めるための仕組みを導入。(国土交通省)	
都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容等の見直し 【平成17年度までに検討】 住宅建設計画法に基づく住宅建設計画の枠組みについて、公営住 宅制度について地方分権の推進を図る観点等から、都道府県住宅建	な住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」について諮問を行った。平成17年2月以降、同審議会住宅宅地分科会基本制度部会において審議を進め、同年9月頃を目途に、住宅建設計画法及び住宅建設五箇年計画に替わる新たな住宅政策の方向を示す制度的枠組みの方向性についてとりまとめていただく予定。	
	これを受け、現在の第八期住宅建設五箇年計画が終了する17年度末までに見直 しを実施する予定。(国土交通省)	
公営住宅等に係る補助制度の見直し【逐次実施】 公営住宅等に係る補助制度については、公営住宅建替と大規模改修(リフォーム、耐震改修)等の選択の弾力化等、地方公共団体の総合的な取組みを支援することとし、地方公共団体が自主的に策定する「公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、大規模改修等に対し助成する等必要な措置を講ずる。	地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域に おける住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する 地域住宅交付金制度を創設。	公営住宅建設費等補助 1,110億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
び管理の在り方など都市公園制度の見直し【平成14年度中に検討】 都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、地域の実情に応じた公園 整備をより一層促していく観点から、社会資本整備審議会都下 画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会において、今 年度中に次の事項を中心として、都市公園の設置基準、公園施設の 種類等を含む都市公園制度の在り方について審議を行い、その結果 を踏まえて、必要な措置を講じる。 公園施設・占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、建ペい率の上限等を定める等、オープンスペースとしての機能の保持に留意した上で、条例により追加可能とする。 りまな公園に関する設置基準について、運用の実態を踏まえ、できる限り概括的な基準に止めるよう政令で一律に定めているを踏まる。 の自然の、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然・歴史的条件等を踏まえた配置方針を定めることとする。 なお、都市公園法施行令において定められている一の市町村の の間積の標準は、都市公園整備は当該市町村の自然環境や歴史的環境も踏まえて自主的に行うべきことから、その在り方の見直した検討することとし、今後、単純な引上げは実施しない。	については、当該改正により、身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した(平成14年度中に措置済み)。また、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)」(平成16年6月18日公布、同年12月17日施行)により、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的条件等を踏まえ、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項を定め、これに従って都市公園を整備できることとされた(平成16年度中に措置済み)。(国土交通省)	都市公園事業費補助764億円
準が向上し、今後、維持管理・更新が重要となることを踏まえ、経営的視点から費用負担の在り方や整備手法等について検討する。 また、流域単位で効率的に水質環境基準等の目標を達成するた	排出者責任と受益の帰着の観点からの流域全体の費用負担について検討するため、汚濁負荷削減にかかる経済的手法の導入に関する調査の一環として、平成14年度から東京湾流域を、平成15年度からはさらに伊勢湾流域も対象に加えて排出枠取引のシミュレーションを行うなど、効率的な費用負担の在り方等について検討を行ってきたところ。平成16年度においては、これらの検討を踏まえて、流域全体で高度処理を効率的に推進し、閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、下水道管理者間で高度処理を協力して行う手法を創設する「下水道法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出した。(国土交通省)	
14年度中に民間委託の促進に必要な条件整備の在り方をとりまとめ、これに基づき必要な措置を講じる。	(社)日本下水道協会に設置された維持管理業務委託等調査専門委員会において、民間委託の促進に必要な条件整備に関する調査・検討が進められ、平成14年度末に包括的民間委託の実施に関するマニュアル等として「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」が取りまとめられた。これを踏まえ、国土交通省から平成15年3月27日付け事務連絡により、維持管理業務の一層の効率化に資するよう周知徹底を図っている。また、平成16年3月30日付け下水道管理指導室長通知、平成16年4月20日、同年9月17日及び平成17年4月22日に開催した全国下水道主管課長会議において、包括的民間委託の推進について更なる周知徹底を図っている。更に、平成17年3月31日付け下水道管理指導室長通知により、包括的民間委託を推進するにあたって必要とされる技術水準の維持向上等について周知した。(国土交通省)	
下水道施設基準の制定【平成14年度以降実施】 下水道施設基準について、性能規定として基準を制定する。	下水道施設基準については、平成15年9月25日に下水道法施行令の一部を 改正する政令(平成15年政令第435号)を公布(平成16年4月1日より施 行)し、同施行令の中で性能規定として基準を制定している。(国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
港湾 効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点等のこれまでの方向を踏まえた取組み【逐次実施】 港湾については、地方分権推進委員会第5次勧告を踏まえ、直轄 事業の基準の明確化が図られてきたところであり、効率的・効果的 な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から重要港湾から地方港湾 への見直し、直轄事業箇所数の縮減等の取組みが進められてきたと ころである。 今後とも、そうした方向での取組みを検討するとともに、政策上 の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資に努める。	・重要港湾の実施個所数を更に削減 (850箇所 790箇所 740箇所) ・地方港湾の実施港数を更に削減	港湾改修費補助
実施】 農業農村整備においては、これまでも事業実施方式の改革に取り 組んできているが、農業農村整備事業については、地方分権推進の 観点から、今後とも、国の役割の重点化を進める。 このため、国営農地開発事業を廃止するとともに、国営かんがい 排水事業のうち国営造成土地改良施設整備事業の採択要件を引き上 げる。	空間整備事業の採択基準を引き上げ。 (都道府県)1億円(H16) 2億円(H17) (団体営) 5,000万円(H16) 2億円(H17) 国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、中山間地域総合整備事業の農村 生活環境の整備を農業生産基盤の整備と関連するもの(16事業種類 13事業種類)に整理統合。	100億円 田園空間整備事業 27億円 中山間総合整備事業費補
施】 農業農村整備事業においては、費用対効果分析の内容について、 算定手法の一層の向上を目指した検討を行い、また、国の直轄事業 に係る再評価や事後評価においても費用対効果分析を適用すること とし、平成15年度以降、段階的な試行に着手する。	評価及び事後評価における費用対効果分析について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会に諮りつつ検討を進めている。総合的な事業評価手法については、平成15年度に実施した事例地区での試行結果を踏まえ、平成17年度からの試行的導入を目指して、多段階で総合的に評価する方法の検討を進めている。また、国の直轄事業に係る再評価や事後評価における費用対効果分析については、平成15年度に代表地区において試行を行い、平成16年度には、前年度の試行結果を踏まえ、再評価、事後評価の対象となる全ての地区において試行を実施した。平成17年度においても、引き続き、全ての地区において実施することとしている。(農林水産省)	
たっては、管理主体による適切な維持管理を促していく観点から、	クルコストの低減を図る観点から、予防保全対策を講じ、施設の長寿命化を図る 国営造成水利施設保全対策指導事業及び国営造成水利施設保全対策事業を平成15 年度に、また、基幹的な国営造成施設等の保全と更新を効率的に実施するため、 農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行う「農業水利ストック有効活用緊	策事業 4億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
討【逐次実施】 借入金に多くを依存して分収林を造成してきた林業公社が各地域で経営的に厳しい状況となっているように、民有林においても、森林所有者による林業生産活動を産業政策の観点から助長していけば適切な森林整備が行われ、森林の公益的機能が自ずと確保されるとの考え方の転換が求められている。 森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図るとともに、今後さらに、地域の実態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の方向性を検討し、実施に移していく。	平成17年度予算においても、国と地方の適切な役割分担と国民参画の下、地域の自主性・裁量性を活かした森林の整備・管理が可能となるよう、農道・林道と地方道の相互の事業進度の調整を図ること等により、効率的な地域の道路整備を促進する地域再生基盤強化交付金(道整備交付金)を創設するなど、森林計画制度に基づき地域特性に応じた森林整備を推進することとしている。(農林水産省)	道整備交付金 270億円(地方道、農道、 林道)
	律第93号)において、国の責務を明確化し廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として	
この場合において、現在、暫定的に法定受託事務とされている都 道府県の産業廃棄物許可等の事務については、産業廃棄物対策が我 が国の環境政策における全国的な問題となっていることを踏まえ、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、国の責務や総合的な責任強	いては、「地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(4) 」に区分され、法定受託事務として整理されている。	
ルについては、産業廃棄物処理の現状を踏まえて、今後整理を行うものとする。)。なお、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぎ、これを成し遂げた時点においては、廃棄物処理に係る事務事業の本質及び産業廃棄物をめぐる環境変化を踏まえ、自治事務とすることを検討するものとする。	イクル対策に係る課題への対応について(意見具申)」では、「産業廃棄物の不適正な処理により都道府県の区域を越えて生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために緊急の必要がある場合には、国は、当該支障の除去又は発生の防止に関する必要な対応を講ずることを都道府県に対して指示することにより、広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである」とされたところであり、これを踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第40号)により、具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の国の責務については、産業廃棄物分野の構造改革を進め、円滑に成し遂げるという観点から、産業廃棄物処理に関する国の責務を明確化する方向で検討する。また、広域行政の視点も踏まえ、国の総合的な責任の強化を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の国の廃棄物に関する基本方針の内容の明確化を図る。	悪質業者を市場から淘汰するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選択し、優良業者が市場で優位に立てるよう、	
	具体的には、廃棄物処理法施行規則の改正により、優遇措置として、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事等の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略させることができることとした。	

,		
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	今後は、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する 構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造 改革を急ぐとともに法改正の内容を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針を見	
	直し、その内容の明確化を図ることとしている。 (環境省)	
果に基づき措置】 産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公 共関与による処理体制確保を図るため、各都道府県の取組みや大都 市圏の自治体の共同での取組みに対する支援措置等の一層の活用を 図る。 排出事業者責任原則に沿って、民間による処理体制確保を基本と しつつ、民間の処理体制確保にも資するよう、国民・事業者の理解 を求める普及啓発を含め、処理業者の更なる優良化や優良な施設の 立地促進を図るなど、処理施設設置の円滑化につながる施策を実施 する。	直し、その内容の明確化を図ることとしている。(環境省) 産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、都道府県・保健所設置市が関与した公共関与の処理 主体である廃棄物処理センター等による産業廃棄物処理施設のモデル的な整備事業に対して国として財政的支援を行っているところであり、今後ともこれらの財政的支援の一層の活用を図る。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)により、広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として定めるとともに、産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるよう、国は職員の派遣その他の必要な措置を講じることに努めるものとした。また、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。	廃棄物処理施設整備費補助 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等補助金 39億円 産業廃棄物不法投棄等原 状回復措置推進費補助金 40億円
	棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に 対し必要な指示ができることとし、国の役割を強化した。(環境省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
廃棄物をめぐる様々な問題に関係省庁で総合的に取り組む体制の整備等【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 不法投棄対策について、地方環境対策調査官事務所を中心としつつ、河川、海岸、森林等の管理業務を行う他省庁の地方支分部局や、都道府県等と連携する体制づくりを行う。	律第93号)により、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。	(石柳、十成 1 7 平皮) 异酸)
審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 広域行政の視点での調整という観点から、例えば、最終処分場等	国の基本方針と都道府県廃棄物処理計画との整合性をとり、県域を越えた広域的な問題への対応を図る観点から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)により、国が広域的な見地からの調整を行う責務を有する旨定めるとともに廃棄物処理法に基づく基本方針の策定・変更を行う際には都道府県知事の意見を聴かなければならないこととした。	助 産業廃棄物処理施設モデ

地方三公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】 地方自宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】 地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】 地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】 地方は完保給公社でのはて、地方人生の機会の強していまりた。 対方は電気を踏まえ、自主的解散規定の創設等地方住宅供給公社の強力の整備のためのご性宅法等の一部を改正する法律業、を通常国会に提出し りの商素合理化等の観点がらも検討を行い、必要な措置を譲じる。 地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革の動物機構のとのの宣性宅法等の一部を改正する法律業、を通常国会に提出し りの商素合理化等の観点がらも検討を行い、必要な措置を譲じる。 た。(国土交通省) 地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革の動物機構のとのの宣性宅法等の一部を改正する法律業、を通常国会に提出し 場所等を踏まえて、検討する。 (6) で改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在り方 ア 国庫補助負担事業の廃止・総減等の改革の行力 ア 国庫補助負担事業の廃止・総減等のでは、			
地方在宅供給公社の在り方の検討(平成14年度以降集飾) 地方有能で供給公社については、地方在生供給公社の養育 が持た。自主的解散規定の創設等地方住宅供給公社の業務 ・地方道路公社の在り方について、地方公共同体の意向を踏まえ回の間 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革動 ・電子を展見、の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割が担に応じた事務等業の使止・縮減は、国と地方の役割が担に応じた事務等業の使した。 (6) で改革と展見、の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割が担に応じた事務等業の使したが表現は、 ・地方の自主性・表量性を高める観点から、省庁機能的な地域再生基盤総化交付 ・地方の自立性・表量性を高める観点から、省庁機能の生みでは、タ付金の改革の一環として、国庫補助負担金 とかち国庫補助負担事業を係ら国の関与を重点化する ・地方の自立性・表量性を高める観点から、省庁機能的なせ地域再生基盤総化交付 ・地方の自立性・表量性を高める観点から、省庁機能の企び、少り交付金の振ぶなど、少で付金の振ぶ、地域 住宅交付金、循環型社会形成推進交付金の創設など、交付金化(2.997億円)を推 提示したい。 その第一は、事業主体の観点からの国の役割の重点化である。 の観点から、市前付事業への国庫補助負担は、方が処理施設の整備 接近したい。 その第一は、事業主体の観点がもの国の役割の重点化である。 の観点から、市前付事業への国庫補助負担と、方が処理施設の整備 を全国的な見が対が必要なもから配とついても、そのの の観点から、市前付のエリアを起きる効果をもったのについても、そのの 製力のようにおきるの機能の発展的にとどまるものは、都道府場の自主性ともの ・ 14ま (2.89年度) ・ 14ま (2.89年度) ・ 14ま (2.89年度) ・ 14ま (2.89年度) ・ 14ま (2.89年度) ・ 14ま (2.89年度) ・ 14年度) ・ 14年度)		実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
現在、国庫補助負担金の採択に当たって、こっした区分に応じた 円) 格差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度 補助対象となる都市公園整備事業(市町村)の下限を引上げ(2億円以上 2.5億円が設けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委 円以上) ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助を廃止。 下水道緊急整備事業助成補助を廃止。 下水道緊急整備事業助成補助を廃止。 下水道緊急整備事業のうち汚泥浚渫に対する補助を廃止。 できである。 港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限 大きである・ 港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限 大きでおります。 大きでおります。 大きでおります。 大きである。 大きである。 大きである。 大きでおります。 大きである 大きである。 大きである。 大きである。 大きでおります。 大きでおります。 大きでおります。 大きでおります。 大きでおります。 大きでおります。 大きでおります。 大きが記する 大きが記述する 大きが記する	地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】会の大住宅供給公社については、での人間では、地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社を踏まえ、国主的解散、地方住宅供給公社を踏まえ、国主的解散、地方は、地方は、地方は、地方は、地方は、地方は、地方は、地方は、地方は、地方は	地方の実情に応じて、地方公共団体の自由な意思を反映した業務、組織運営が行えるよう、設立団体の判断による自主的な解散を可能とする規定の創設等を行う地方住宅供給公社法の一部改正を含む「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出した。(国土交通省) 道路関係四公団については、民営化に向けた作業を行っているところであり、これも踏まえつつ、地方道路公社の在り方について必要に応じ検討することとする。(国土交通省) 【公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等】 1.平成17年度予算においては、三位一体の改革の一環として、国庫補助負担金改革を推進。・地方の自主性・裁量性を高める観点から、省庁横断的な地域再生基盤強化交付金(810億円)の創設のほか、まちづくり交付金、むらづくり交付金の拡充、地域住宅交付金、循環型社会形成推進交付金の創設など、交付金化(2,397億円)を推進。・スリム化(対前年度比2,515億円、5.2%。税源移譲を除き臨交金を含む。)・公営住宅家賃収入補助を縮減し、税源移譲(320億円)。・公営住宅家賃収入補助を縮減し、税源移譲(320億円)。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	交通安全施設等整備事業 費補助 937億円 海岸保全施設整備事業費 補助 421億円
現在、国庫補助負担金の採択に当たって、こつした区分に応じた 円) 格差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度 が設けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委 円以上) ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減 に当たっては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行う べきである。	である。公共事業の個別法には、その公共施設等の広域性や重要性から、その内容を区分している例が多い。例えば、道路法上は国道直轄区間、補助国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道があり、土地改良法に基づき広域農道、一般農道等がある。また、港湾は、法律上、その重要度に応じた特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の区分があるほか、関連して、重点化を図る観点から中核・中枢港湾という考え方が導入されている。	交通安全事業の補助採択基準を引上げ(都道府県事業も含む)(5,000万円以上 1億円以上) 補修統合補助事業(海岸事業)の市町村事業に係る採択基準を引上げ(市町村事業:2,000万円以上 2,500万円以上) 高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業に係る 採択基準を引上げ(7,000万円以上 8,000万円以上) 海岸環境整備事業の市町村事業に係る採択基準を引上げ(8,500万円 9,000万	費補助 937億円 海岸保全施設整備事業費 補助 421億円 公有地造成護岸等整備事
	格差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度が設けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減に当たっては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行うべきである。	円) 補助対象となる都市公園整備事業(市町村)の下限を引上げ(2億円以上 2.5億 円以上) 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助を廃止。 下水道緊急整備事業助成補助を廃止。 海域環境創造・自然再生等事業のうち汚泥浚渫に対する補助を廃止。 港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限	来員就口冊的 2億円 海岸環境整備事業費補助 51億円 都市公園事業費補助 764億円 港湾施設改良費統合補助

		関連する土が国産補助会担会
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	│ 関連する主な国庫補助負担金 │ <u>(名称・平成17年度予算額)</u>
また、既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新		
は、管理主体が自らの財源で責任をもって行うことを原則として、	│ 地方道に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセスなど一般国道に準	
地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきであり、維持	ずるネットワークを形成する事業や、交通安全対策、沿道環境対策など国家的見	
補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定され	地から支援が必要な事業に限定する旨を採択基準に明記。	地域連携推進事業費補助
るもの等については、施設の性格も踏まえ、順次国庫補助負担事業		2,573億円
の廃止・縮減を実行に移すべきである。	小規模補助金である河川修繕費補助、ダム周辺環境整備事業費補助、堰堤修繕	
第三は、公共事業に係る採択基準の引上げ等の見直しである。地	費補助、砂防設備修繕費補助、地すべり防止施設修繕費補助、河川改修費補助の	
方分権改革の中で、これまでも、実効的な国庫補助負担事業の重点		
化の方策として、採択基準の引上げが行われてきた。今後の国庫補	治山施設修繕統合補助事業、地すべり防止施設修繕統合補助事業及び国有林野	
助負担事業の廃止・縮減、重点化に当たっては、公共事業の各分野	内補助治山事業の廃止	
の特性を踏まえた一定の目標をもって、段階的に採択基準の引上げ	都市公園に係る補助事業について、防災上の必要性があるもの等を除き抑制。	都市公園事業費補助
等の見直しを検討すべきである。また、事業採択に係る費用対効果	小規模補助金である特定賃貸住宅建設融資利子補給補助、公営住宅建設等指導	764億円
	監督交付金、住宅地区改良指導監督交付金、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子	
ある。	補給指導監督交付金を廃止。	1.34 NV 2.25 1
	水質保全上優先順位が高い地域以外における下水道整備を抑制。	下水道事業費補助
イ 「改革と展望」の期間中の公共事業関係の国庫補助負担事業の		7,810億円
廃止・縮減等の改革の方向	補助を廃止。	南洪市洪市兴市
「ひ甘し日は、「日のハ共和次にのいては、その吐もの収文	ヘリポートに対する補助を廃止	空港整備事業費補助
「改革と展望」は、「国の公共投資については、その時々の経済	地方空港の整備を厳しく抑制	115億円
動向を勘案しつつ、『改革と展望』の対象期間を通じ、景気対策の	海域環境創造・自然再生等事業のうち汚泥浚渫に対する補助を廃止。	、
ための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点		港湾改修費補助 665億円
化・効率化を図っていく。また、地方の公共投資の水準について		0001息円
も、国と同一基調で見直していくべきである。」としている。当会 議としても、改革と展望が示した公共投資水準の重点化、効率化を		
議としても、以単と展望が示した公共投員が学の重点化、効学化を 着実に実施することを求めるものであるが、今後における公共事業		
看美に美脆することを求めるものであるが、予後にのける公共事業 に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減も、これを踏まえたものでな		
にはる国産権的負担事業の廃止・組成し、これを始まえたものでは くてはならない。		交通安全施設等整備事業
当会議としては、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大す		文型女主加設守空補 手未 費補助
国民職としては、国の関うを調かし、地方の権限と負任を拡入する観点から、今後、「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏ま		937億円
えつつ、国庫補助負担金の廃止・縮減については、これを上回る縮		海岸保全施設整備事業費
減を目指して実施すべきであると考える。	· 爾尼城口	補助
その結果、公共投資全体に占める国庫補助負担事業のウェイト		421億円
は、順次低下していくものと考えられる。		公有地造成護岸等整備事
「「「「「「「」」」」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	1:市町村 7,000万円以上 8,000万円以上	業費統合補助
		2億円
		海岸環境整備事業費補助
	補助対象となる都市公園整備事業(市町村)の下限を引上げ(2億円以上 2.5	
	信用以上)	都市公園事業費補助
		764億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	5,000万円以上 7,000万円以上 保安林管理道整備事業 3,000万円以上 5,000万円以上 水源流域広域保全事業 1.3億円以上 1.5億円以上 田園空間整備事業 ・都道府県 1億円以上 2億円以上 ・団体営 5,000万円以上 2億円以上 漁港漁場機能高度化事業(漁場施設の改良・補修)	空港整備事業費補助 115億円
ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業縮減の方向 上記のような公共事業に係る国庫補助負担事業の見直しに基づき、当会議における調査審議を踏まえて、公共事業の個別分野ごとの見直しの方向性の概略を述べれば、次のようなものとなる。これらについては、改めて、政府において、個別の事業分野ごとに精査することが必要であることは言うまでもない。なお、下記に掲げた公共施設等はいずれも国民生活に必要なものであり、国庫補助負担事業を廃止・縮減した場合においては、整備水準や事業規模は地方公共団体の自主的な判断に委ねられるとしても、地方公共団体の役割として、必要な事業を実施する責務を有することは留意する必要がある。		
ものへの国庫補助負担事業は原則として廃止・縮減していくべきである。また、国道補助区間や主要地方道をはじめネットワーク形成の観点等から重要なものへ重点化を図っていくべきである。また、国庫補助負担事業は、採択基準の引上げ等の検討や、バイパスの整備や大規模な交差点改良等の基幹的な事業、短期間に集中的に施行する必要のある事業等に重点化していくことを検討すべきである。また、農道整備等については、その他の生産基盤整備等と関連し	準ずるネットワークを形成する事業や、交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に限定する旨を採択基準に明記。 交通安全事業の補助採択基準を引上げ(5,000万円以上 1億円以上)(国土交通省) 平成15年度に広域農道の重点化を図る観点から、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、一般道路との連携や産地の形成の視点により、今後、新規採択が予定されている路線を限定するなどの見直し方針を定めた。これに基づき事業主体である都道府県が検討を行った結果、今後の採択予定路線は4割削減(830km 500km)されるとともに、地域の選択により幅員を狭める等柔軟な整備への取組が強化されることとなった。 市町村事業等に係る国庫補助事業の原則廃止・縮減の観点から、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の市町村営等事業は、平成16年度以降、市町村合	815億円 地域連携推進事業費補助 2,573億円 交通安全施設等整備事業 費補助 937億円 広域農道整備事業費補助 254億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
治山、治水河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、それぞれの性格や広域的な効果等に応じ、採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。また、水需要や災害の状況等を踏まえ、新規の多目的ダム、治水ダム等の採択のより一層の重点化を図るべきである。その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべきである。	これまで措置した事項に加え、平成17年度において下記の措置を実施。 【治水事業】 河川、砂防等の補助事業については、緊急的に実施すべき事業を除き、抑制。 流域ごとに協議会を設置し、国と地方が連携を図りつつ、準用河川改修を含め 地域的な水害・土砂災害対策を総合的に推進する総合流域防災事業を創設。 河川環境整備事業費補助を統合補助金化。 ダム事業について新規箇所を厳選。 (国土交通省) 【治山事業】 以下の採択基準を引上げ。 ・保安林管理道整備事業 3,000万円以上 5,000万円以上 ・水源流域広域保全事業 1.3億円 1.5億円 生活環境保全林整備事業等を統合補助金化。 治山施設修繕統合補助事業、地すべり防止施設修繕統合補助事業及び国有林野内補助治山事業を廃止。 (農林水産省) 【海岸事業】 以下の採択基準を引上げ。また、今後、採択基準の下限額について段階的に引き上げていく予定。 ・補修統合補助事業 都道府県事業:4,500万円以上 5,000万円以上 市町村事業 :2,000万円以上 2,500万円以上 ・高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業	総合流域防災事業費補助等 729億円 統合河川環境整備事業費補助 27億円 河川総合開発事業費補助等 406億円 保安林管理道整備事業8億 円 水源流域広域保全事業71 億円 共生保安林整備統合補助 事業27億円 海岸保全施設整備事業費
在、継続実施中の事業を除き、効果が一市町村の範囲内にとどまる ものは、整備状況等も踏まえつつ順次、小規模なものから国庫補助 負担事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市 公園等に重点化していくことを検討すべきである。	都市公園に係る補助事業について、防災上の必要性があるもの等を除き抑制。 補助対象となる都市公園整備事業(市町村)の下限を引上げ(2億円以上 2.5	都市公園事業費補助 764億円
設、改善等は国庫補助負担金を受けて行うことが原則となっている	地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域に おける住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する 地域住宅交付金を創設。 既存ストックを活用して公営住宅等を供給する場合の公営住宅等整備基準等の	公営住宅建設費等補助 1,110億円

		明はようさか同時が明を担合
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
処理の衛生処理システムが概成するまでの間は、国庫補助負担事業の継続が必要であると考えられる。その際には、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた全国的な整備水準の今後の見通しとこれに必要な財源全体を明らかにしながら、事業を進めていくことを検討すべきである。 また、汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として、順次地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきである。	汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、下水道汚水管きょの維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として廃止。(平成16年度より措置)(国土交通省)各都道府県に対し平成14年12月4日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進などに関する通知を発出したが、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた整備の見通しとこれに必要な財源につい	農業集落排水事業 422億円 浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事 業 264億円
空港 空港の配置的側面からの整備は概成しており、地域開発・振興を 主眼とした地方空港の整備は、地方が創意工夫の下に、主体的役割 を発揮することが適当である。このため、地域の自主性をより尊重 する観点から、国と地方の役割を見直し、現在、継続中の事業や離 島空港を除き地方空港の新設に対する国庫補助負担金は抑制すると の方針に沿って、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のない地方空港の整備については国庫補助負担事業の廃止・縮減を図る とともに、地方単独事業で実施する事業の範囲の拡大等を検討すべ きである。	ヘリポートに対する補助を廃止 ゼネラル・アビエーション空港に係る採択基準の引上げ (5,000万円以上 1億円以上) (国土交通省)	空港整備事業費補助 115億円
港湾 港湾については、国庫補助負担事業は、重要港湾の中でも中核・中枢港湾等への効率的・効果的な投資が進められているが、今後、利用者数や貨物取扱量等の客観的な指標に基づいて、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の整備の在り方等について検討するとともに、採択基準の引上げ等の検討を行うなどにより、今後の地方港湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責任と財源で実施していく体制を確立する方向で検討すべきである。	効率的・効果的な投資を促進する観点から、港湾の整備に対する国庫補助負担事業について採択基準の引上げ等の見直しを実施。 港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限を引上げ(5,000万円 7,000万円) 地方港湾について、実施港数を更に削減 (226港 210港)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
国庫補助負担事業は、原則として、都市部も含めた住民に身近な社会資本整備に対する国庫補助負担事業の見直しと整合を図りつつ、重点化をしていくことを検討すべきである。また、農業生産基盤については、算定方法の手法の向上等費用対効果分析の高度化を図った上で、その適切な運用に努めるとともに、国庫補助負担事業の採択基準の引上げ等の検討を行い、国の助成の重点化を図ることを検討すべきである。なお、既存ストックの改修事業等は管理主体の責任と財源で実施することを重視しつつ、	域における経営体の育成と経営体への農地の利用集積の推進といった成果目標をより重視した事業体系に転換するため「経営体育成基盤整備事業」を平成15年度より創設した。これに伴い、30%以上の農地利用集積率を新たな事業要件とした。 平成16年度に、国庫補助事業の重点化を図る観点から、農村生活環境の整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、農業生産基盤の整備と関連するものに絞ることとし、事業メニュ・を概ね半数(25工種 14工種)に整理統合した。	経営体育成基盤整備事業 費補助 804億円
農業生産基盤の特性と管理主体を踏まえた適切な財源付与の在り方について検討すべきである。	国と地方の役割を見直し、国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農村振興総合整備事業の採択基準を引き上げ。 (都道府県)1億円以上(H15) 2億円以上(H16) (団体営) 5,000万円以上(H15) 2億円以上(H16)	農村振興総合整備事業 103億円
		田園空間整備事業 27億円
	費用対効果分析の一層の高度化を図るため、農業農村整備事業における総合的な事業評価手法及び費用対効果分析手法の改善について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会に諮りつつ検討を進めている。 なお、総合的な事業評価手法については、平成15年度に実施した事例地区での試行結果等を踏まえ、平成17年度からの試行的導入を目指して、多段階で総合的に評価する方法の検討を進めている。(農林水産省)	
森林整備 地方公共団体が実施する民有林整備については、地球温暖化対策 等を踏まえながら、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図 りつつ、より包括的な財源措置の在り方を検討するなど、今後、個 別の造林事業ごとに行う国庫補助負担事業を見直し、地域の自主性 をより発揮できるような方向で検討すべきである。	森林の整備については、地方公共団体の自主性、裁量性を発揮させるため、林 道改良統合補助事業(15年度)、フォレストコミュニティ総合整備統合補助事業 (16年度)を創設してきたところである。 平成17年度予算においても、国と地方の適切な役割分担と国民参画の下、地方 の自主性・裁量性を活かした森林の整備・管理が可能となるよう、農道・林道と	道整備交付金 270億円(地方道、農道、 林道)
	地方道の相互の事業進度の調整を図ること等により、効率的な地域の道路整備を 促進する地域再生基盤強化交付金(道整備交付金)を創設するなど、森林計画制 度に基づき地域特性に応じた森林整備を推進することとしている。(農林水産 省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 <u>(名称・平成17年度予算額)</u>
水産基盤整備		
	平成16年度より、地域水産物供給基盤整備事業(第1種漁港の整備)につい て、原則として、国民への水産物の安定供給の観点から魚種別の生産量に着目し	
一産物の安定供給の観点から特に重要なものに限定していく方向で検	た定量指標の導入により、5万人以上の消費を賄える漁港に新規採択の対象を限	ラネ 533億円
討すべきである。	定。(農林水産省)	
廃棄物処理施設 「「「「」」「「」」「「」」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」		~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
タイオキシン類対束特別措直法に基つくこみ焼却施設の改良寺が 	ア成15年度及び平成16年度において、既にその目的を達成したと考えられる 次の補助事業(新規着工事業)を廃止するなど、国庫補助の重点化を図った。	廃棄物処埋施設整備質補 助(他府公計上公を今
一概成りううのもとと、「人物のケッケーノルの推進すに伴うといたは活躍の動向等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る費用の有料化の推進を	一、の情的事業(別別有工事業)を廃止するなど、国庫補助の重点化を図りた。 一・市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち粗大ごみ処	が(1670 目り エン 6 日
図ることと併せて、処理性能や機能が一般化、普遍化しているごみ	- 理施設、生活排水処理施設、排ガス高度処理施設、灰固形化施設、余熱利用施設	883億円
処理施設に係る国庫補助事業は、原則として廃止・縮減し、地方公共用はが中心の表現による担づな制度はある。		
共団体が自らの貢任と貝担で施設整備を行っていく方向で検討すべ きである。その上で、国が補助を行う事業は廃棄物の現状を踏ま	・市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち不燃物処理・資源化施設(平成16年度)	
一え、新たな需要から必要となる施策に係るものに重点化していくべ		
きである。	平成17年度予算においては、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決	
	から、循環型社会の形成という新たな課題に対する取組への政策転換を図るため、原発物の理解が発展に対するを原則感じます。「循環型社会形式	
	め、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を原則廃止する一方で、「循環型社会形成 推進交付金制度」を創設した。同制度においては廃棄物の3R(リデュース、リ	
	コース、リサイクル)を推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル	
	施設を整備することとし、熱回収を行わない単純焼却施設などの循環型社会に相	
	応しくない施設は交付対象から除外することとしている。	
	ごみ処理の有料化については、平成17年2月14日の中央環境審議会の意	
	見具申を踏まえて国の基本方針を見直すとともに、地域の実情を踏まえつつ、そ	
	の導入を推進することとし、国として、ごみ処理の有料化の導入に際してのガイ	
	ドラインをとりまとめること等により、市町村の取組を支援していく予定であ る。(環境省)	

産業振興

<u> </u>		
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	│ 関連する主な国庫補助負担金 │ (名称・平成17年度予算額)
【時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置】		
役割の分担を明確化する観点から見直していくことも必要である。 農業共済事業事務費負担金のように、都道府県の負担がなく、実質 的には団体や市町村の経費を国が負担している性格のものにも関わ らず、都道府県への定額間接補助とされ、その執行が都道府県を通 じて行われているものなどは、都道府県の意向も踏まえ、国から団 体や市町村への直接補助に改める等の整理を検討すべきである。 地方公共団体が間接補助事業者として、国の補助金等を受けて農 林漁業者等に対する助成等を行う事業に関連し、計画づくり等事業	農業共済事業事務費負担金については、都道府県の意向を踏まえ、平成16年度予算から農業共済組合連合会及び特定組合に対して国からの直接補助としたところであるが、平成17年度予算においても、引き続き、都道府県の意向を踏まえた上で、一部の農業共済組合等に対して、国からの直接補助とした。 平成17年度予算においては、地方公共団体の自主性・自立性を活かした事務事業の展開が可能となるように、次を内容とする補助金改革を実施した。 1 省庁連携強化をはじめとした交付金化 汚水処理、道路・農道・林道、漁港・港湾について、地域で効果的な整備ができるよう、予算の一括計上・地方への一括交付、事業間の進度調整を可能とする省庁連携強化に関する地域再生基盤強化交付金を創設するとともに、その他の交	金 523億円うち地方公共団体 向け335億円
型い手を中心とした農業政策への転換のためには、国の政策も農業政策に重点化を図るべきである。こうした観点から、経営構造対策事業については、経営体の育成・発展に重点化し、生活環境施設等を補助対象メニューから除外する等の措置が講じられているが、今後とも、農山漁村の生活環境整備等については、住民に身近な社会資本整備に対する国の助成の見直しと整合を図りつつ、地方公共団体の自主性を尊重する方向で見直しを検討していくべきである。	農業集落排水施設・漁業集落排水施設、公共下水道(国土交通省)、浄化槽 (環境省)について、同じ市町村で複数の事業を実施する場合に連携を推進 道整備交付金 農道・林道と地方道(国土交通省)について、一定の地域で複数の事業を実施 する場合に連携を推進 港整備交付金 地元の利用が主体となっている地方港湾(国土交通省)と第1種漁港におい	落排水、浄化槽) 道整備交付金 270億円(地方道、農道、 林道) 港整備交付金
	農業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて総合的、一体的に実施	漁村再生交付金 30億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	これまでの事業採択時の詳細な審査を簡素化し、成果目標の達成の観点に立った事後評価の重視へ転換。 国の示すメニューに含まれていなくても、地域が必要と判断するメニューであれば補助の対象とする。 統合された交付金の各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量に委ねる。 3 融資関係、森林管理関係の県の事務費補助金を税源移譲 これら三位一体改革に関する補助金改革は、平成17~18年度の2年間で行うこととしており、平成18年度予算においても、農業委員会、普及事業関係交付金の一部を税源移譲する等の取組を行うこととしている。 平成16年度に、国庫補助事業の重点化を図る観点から、農村生活環境の整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、農業生産基盤の整備と関連するものに絞ることとし、事業メニュ・を概ね半数(25工種 14工種)に整理統合した。 平成17年度に、国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、中山間地域総合整備事業の農村生活環境の整備を農業生産基盤の整備と関連するもの(16事業種類 13事業種類)に整理統合した。(農林水産省)	【統合・交付金化】 食の安全・安心確保交付金 27億円 強い農業づくり交付金 470億円 パイオマスの環づくり交 付金 144億円 元気な地域づくり交付金 466億円 森林づくり交付金 44億円 強い林業・木材産業づくり交付金 152億円 強い水産業づくり交付金 152億円 農村振興総合整備事業 103億円
り方全般について幅広く検討し、普及事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。 なお、当会議としては、農業改良普及員の在り方については、基本的に都道府県の判断に委ねていくべきとの観点から、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し、協同農業普及事業交付金の一般財源化を検討するよう提言している。 段階的な見直しが必要とする意見があるが、その場合においても、改良普及センターの必置規制、交付金の一般財源化等その交付	を踏まえ、農業者の高度で多様なニーズに対応し得る事業を展開するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、次の事項等を内容とする農業改良助長法の一部改正が平成16年5月26日に行われた。(平成17年4月1日施行)(1)政策課題に対応した高度かつ多様な技術・知識をより的確に農業現場に普及するための普及職員の一元化(2)都道府県が自主性を発揮できるよう地域農業改良普及センターの必置規制の廃止(3)都道府県が自らの判断で実態に応じた運用を可能とするための農業改良普及手当の上限規定の廃止	218億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
討、一定の結論】 林業普及指導事業の在り方に関する懇談会を開催し、今後の林業 普及指導事業の在り方全般について幅広く検討するとともに、協同 農業普及事業の在り方に関する検討状況を参考にしつつ、林業普及 指導事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。 なお、当会議としては、林業普及指導員の在り方については、農 業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。	林業普及指導事業については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、森林所有者等の高度で多様なニーズに対応し得る事業を展開するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、林業普及指導職員の一元化等を内容とする森林法の一部改正が平成16年3月31日に行われた(平成17年4月1日施行)ほか、平成17年3月18日付け事務次官通知等により、普及手当の上限規定の廃止等を行った。(平成17年4月1日施行) 林業普及指導事業交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度~18年度の3年間において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度に引き続き平成17年度においても、前年度比11.4%の縮減(15年度36億円 16年度34億円17年度30億円)を行った。	林業普及指導事業交付金
	さらに、林業普及指導事業交付金については、三位一体改革に係る地方六団体提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一定部分を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととしている。 (農林水産省)	
	定)を踏まえ、漁業者の高度で多様なニーズに対応し得る事業を展開するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、平成17年3月16日付け事務次官通知等により、水産業改良普及職員の一元化や水産業改良普及手当の上限規定の廃止等	
なお、当会議としては、水産業改良普及員の在り方については、 農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。	水産業改良普及事業交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度~18年度の期間において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化を進め、これに沿って、計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度に引き続き、平成17年度においても、前年度比6.9%の縮減(15年度6.4億円 16年度5.9億円 17年度5.5億円)を行った。	
	さらに、水産業改良普及事業交付金については、三位一体改革に係る地方六団体提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一定部分を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととしている。 (農林水産省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】 農業委員会に関する懇談会において、市町村合併の進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織の在り方について検討を行う。 なお、当会議としては、農業委員会制度そのものは存置しつつ、	農業委員会については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、農業委員会の設置に係る市町村の裁量を拡大するとともに、その業務運営の効率化等を促進することとし、次の事項等を内容とする農業委員会法の一部改正案を提出した。 (1)農業委員会を置かないことができる農地面積の基準の見直し(都府県90ha以下、200ha以下、北海道360ha以下 800ha以下)	101億円
等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、農業 委員会交付金の一般財源化を図ることを検討するよう提言してい る。 農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意	(3)農業委員会の法令業務以外の業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化 国会においては、衆・参農林水産委員会で、農業委員会の必置規制については 堅持するとの附帯決議がなされた上で、平成16年5月26日に可決成立した(平成	
化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。	農業委員会交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度~18年度において、組織のスリム化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度に引き続き平成17年度においても、6.5%の縮減(15年度116億円 16年度108億円 17年度101億円)を行った。	
豊地石建の小さい豊米を呈合の庁は海惟か 気墨の日本しの牧佐	さらに、農業委員会交付金については、三位一体改革に係る地方六団体提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一定部分を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととしている。 (農林水産省)	
農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進 【平成14年度以降逐次実施】 農地面積の小さい市町村の農業委員会について、市町村の自主的 組織権を尊重しつつ、その廃止を含めた見直しを推進する。それ以 外の農業委員会においても広域連携を積極的に推進する。	えた広域連携による農地パトロール等を引き続き積極的に推進している。	億円の内数
	平成17年度予算においては、近接する農業委員会の広域連携による無断転用 や産業廃棄物の不法投棄の防止等を目的とした農地の監視活動等の具体的な取組 を引き続き推進するための予算を計上した。 平成19年度における農業委員会系統組織の自主的な取組による広域連絡協議	
えた適正化のための見直しを推進するとともに、市町村合併に併せ た農業委員定数等の組織の適正化と市町村合併後の農業委員会の運	会の設置は目標(468)を達成する見込みである。 (農林水産省) 市町村合併の進展に合わせ、都道府県農業会議が事前の助言・指導を行うとともに、「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について」(平成16年11月1日付け16経営第4496号農林水産省経営局長通知)により選挙委員定数の見直し等の取組を促進するなど、農業委員定数の適正化等を引き続き推進し	
営の円滑化を積極的に推進することとし、所要の措置を講ずる。	ている。(農林水産省)	

産業振興 関連する主な国庫補助負担金 事務・事業のあり方に関する意見 実施状況 (名称・平成17年度予算額) 食品安全基本法(仮称)の制定【平成14年度中に検討、次期通 第156回国会において、「食品安全基本法」(平成15年法律第48号)が成立 常国会に所要の法案を提出】 し、同年5月23日に公布、7月1日に施行された。同法第6条において、「国 消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するためのは、・・・食品の安全性の確保についての基本理念・・・にのっとり、食品の安 法律として食品安全基本法(仮称)を制定し、同法において、地方全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とさ 公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定し、実施すれ、第7条において、「地方公共団体は、・・・食品の安全性の確保に関し、国 との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的 る責務を有する旨規定する方向で検討する。 地方公共団体の機関を含めたリスク管理を担当する行政機関間の諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされるとともに、 連携を強化するための具体的な仕組みを設ける。 |第15条において、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品 これらを踏まえ、食品安全基本法に則し、食品の安全性に関わるの安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じ 関連法について検討し、所要の改正を行うものとする。 られるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われ BSE対策等に関連し、農場段階において検査を実施する家畜保なければならない」とされたところである。 健衛生所と食用として出荷する段階において検査を担当する食肉衛」 また、平成16年1月16日に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定 生検査所の連携・強化を推進するとともに、地方公共団体が自主的はる基本的事項」において、「(地方公共団体を含む)リスク管理機関相互間に な取組みとして、家畜保健衛生所の獣医師とと畜検査員である獣医おける連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける」こととされるととも 師の人事交流や兼務、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統に、「この仕組みに基づき、今後も、リスク管理期間相互の連絡及び協力を着実 合等を含めた組織の在り方を検討することは可能であることについに実施する」こととされるほか、「(食品安全)委員会は、必要があると認める て、周知徹底を図る。 ときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議 し、関係行政機関の長に意見を述べる」こととされたところである。 同国会において、平成15年5月23日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」 (平成15年法律第55号)、平成15年6月4日に「農林水産省設置法の一部を改正す る法律」(平成15年法律第70号)、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨 |時措置法の一部を改正する法律」(平成15年法律第71号)、「食品の安全性の確 保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律」(平成15年法律第72号)、 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律」(平 成15年法律第73号)及び「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特 |別措置法」(平成15年法律第74号)が成立しており、一部を除き施行されている ところである。 食品衛生法の改正により、監視指導の重点事項等について厚生労働大臣が監視 指導指針(平成15年厚労告第301号)を定め、都道府県、保健所設置市及び特別 区(以下、「都道府県等」という。)は指針を踏まえ、地域の実情に応じた都道 府県等食品衛生監視指導計画を定めることとされたが、同監視指導指針では、都 道府県等と厚生労働省の連携、都道府県等間の連携、都道府県等内での衛生部局 と農政部局との連携等について規定したところである。なお、都道府県等食品衛 生監視指導計画に基づく監視指導については、平成16年4月1日から施行されたと

|請等を行い、危害拡大防止を図ることとした。

ころである。また、大規模・広域食中毒の発生に際しては、各都道府県等による 地域ごとの対応だけでなく、厚生労働大臣が食品衛生法第60条に基づく調査の要

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	上に記載する農林水産省関係の5法律の成立により肥料取締法、農薬取締法、薬事法、飼料安全法等のそれぞれの法律について、リスク管理措置の実施に当たり、関係大臣間において協議等を行うよう、見直しが行われたところである。また、平成15年5月のと畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び6月の家畜伝染病予防法の一部改正においても厚生労働大臣と農林水産大臣の連携規定が新たに設けられたところである。これに伴い、厚生労働省医薬食品局長から農林水産省消費・安全局長への協力依頼(平成15年8月29日付け薬食発0829005号)及び厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長への協力依頼(平成15年8月29日付け食安監発0829022号)により、各都道府県食品衛生部局及び農林水産部局に対して連携を周知し、一層の連携強化を推進している。地方公共団体の機関を含めた連携の具体的仕組みとしては、例えば、関係府省と連携した本省・地方レベルにおける意見交換会・講師の派遣等を実施するとともに、リスク管理措置の実施に当たって地方公共団体等を含めたリスク管理機関間が連携する仕組みを整備するほか、BSE対策等に関連し、地域連絡体制の強化のための協議会設置を要請する通知の発出等により、食の安全確保に向けた情報の共有化等、一層の連携強化を推進しているところである。このほか、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能である旨各都道府県衛生主管部局長及び畜産主務部長あてに平成15年3月19日付けで通知を発出している。(内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省)	(名称・平成17年度で昇額)
【地域間の競争を促す国の中小企業政策等の在り方の観点からの具体的措置】 体的措置】		
備等に国の役割を重点化【逐次実施】 産業政策の一環として、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、全国レベルの高度な技術を有する中小企業	創業・経営革新・新事業支援 中小企業等が行う実用化研究開発や事業化に向けた知的財産取得、販路開拓等 への助成、コンサルティング等を一体的に行う「中小企業・ベンチャー挑戦支援 事業」を平成16年度より実施。また、17年度より新たに、異分野の中小企業が柔 軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな 連携(新連携)を支援。なお、技術開発支援については、我が国製造業の基盤 的・戦略的分野である金型・ロボット部品分野の技術開発プロジェクトの全国公 募を行い、30テーマを採択し、事業を実施中(平成15年度に新設し、平成17年度	戦支援事業 42億円 新連携対策事業 41億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
	中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行う施策 平成15年度予算より、中小企業と企業等OB人材のマッチングや中小企業の後継者探し、事業売却の支援を全国規模で展開するため、ニーズを持つ中小企業とOB人材、後継者人材、M&A取得企業等に関する情報を集積・提供するデータベース等を構築しネット上で公開・運営等を実施している(平成17年度も実施)。また、平成15年12月より、全国統一の電話番号による、どこからかけても最寄の中小企業・ベンチャー総合支援センターにつながる『なんでも相談ホットライン』を開設。 中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等 昨今のサービス経済化の状況に対応して、サービス業等に係る下請中小企業を対象業種として追加するなど、下請振興対策の拡充強化を図るため、下請中小企業振興法を改正し(平成15年11月1日より施行)、現在、同法の運用を行っているところ。(経済産業省)	
見直し【平成15年度以降逐次実施】		ける地方公共団体向け補
	伝統的工芸品産業支援補助金等については、国と地方の役割を明確化すべきとの認識のもと、地方団体代表者との連絡協議会等で十分な意見交換を行っているところ。具体的には、例えば、平成16年度においては、7月・11月と伝統的工芸品産業振興連絡協議会の総会等で意見交換を行った。平成17年3月に「地方公共団体(都道府県・政令市)伝産担当者会議」を行った。 (経済産業省)	
小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知【措置済み】 平成12年1月に小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の都道府県に対する債権の取扱いの明確化のための措置が講じられたところであり、平成14年5月の全国担当者会議においても周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。		

東郊 東米のキリナに明ナス辛日	中体化刀	関連する主な国庫補助負担金
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	(名称・平成17年度予算額)
高度化融資に係る不良債権処理基準の整備等役割分担の明確化		
とその周知【措置済み】	し周知徹底を図った。	
平成13年12月に高度化融資に係る不良債権処理基準について、中		
	する研究会を7回(14年度:3回、15年度:3回、16年度:1回)開催し	
ころであり、平成14年7月に都道府県に対し周知徹底を図った。今		
後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めて		
いく。	し、債権管理規程を盛り込んだ貸付準則を制定した。その際、都道府県の不良債	
	権処理の促進に資するため、都道府県が議会の議決により債権放棄を行った場合	
	(民事再生法の再生計画の成立、㈱産業再生機構による債権買取りなどへの対	
	応)に、当該債権に係る都道府県の中小機構に対する償還を免除できることとし ・	
	た。また、当該貸付準則について、平成16年8月に説明会を行い、都道府県に	
	周知した。	
	中小機構発足後も、都道府県の債権管理担当職員の確実な債権管理を支援する	
	ため、債権管理に関する研究会を開催(2回)するとともに、延滞債権の管理に	
	ついては、法律的な問題や効果的な回収方法についての相談を都道府県から随時	
	受け付け、債権回収の専門家(弁護士、サービサー)によるアドバイスを行って いる。 (経済産業省)	
ᆙᄱᄲᄉᄣᄞᄲᄷᄂᄲᇚᇊᇅᆋᄔᄀᄷᄓᄱᅝᇰᇬᄔᆿᇦᅓᇅᆚᆂ		
	平成15年度から機械保険の廃止(新規受付停止)による、貸与機関に生じ得る	
	貸し倒れ負担に対応するため、平成15年度より、都道府県を通じて、貸与機関に	
検討に着手】 株殊法 栄養理会理化計画(要は42年42日40日間詳決定)におい	対し所要額を助成する新規の補助金を措置している。 (経済産業省)	3.2億円
特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)において、中小企業総合事業団の信用保険事業のうち機械類信用保険につ		
に、中小正未総占事業団の信用体険事業のうち機械規信用体険にう いては必要な措置を講じた上で廃止することとされたが、小規模企		
演切に分担する観点を踏まえ、必要な措置を講ずる。		
高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討【平成14年度中に		
両圧ガス寺の休女行政に係る惟阪修議の快引【平成14年度中に 検討に着手】	高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲については、本件の要望元である指定都 市事務局と、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等について、平成 1	
	1)事務局と、事務処理の特別宗例による権限を譲り実施状况寺にプロと、平成「 4年度以降毎年度意見交換を行っている(平成16年11月に意見交換を行っ	
	4 年度以降毎年度息兒交換を行うている(平成「6年」「月に息兒交換を行う た)。今後、行政事務の広域性・効率性、行政需要の分布、事業者負担等にかん	
一切権限を譲り安全がなされているが、地方公共団体にあける事務処一理の特例条例による権限移譲の実施状況等も踏まえ、検討を行う。	た)。っ後、11以事物の広域性・効学性、11以需要の方位、事業有負担等にかん がみ、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況を踏まえた上で、引き続き	
注い対対ががによる性性的感の大胆が心もも固まれ、探討で行う。	から、事務処理の特別示例による権限を譲の実施が沈を聞よれた工で、引き続き 検討することとしている。(経済産業省)	
	1 大口 することとしている。(社内圧未日丿	

治安その他

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
【警察制度についての具体的措置】	A DE TATAL	(名称・平成17年度予算額)
政令定数制度等の在り方の検討【随時検討】		
国庫補助負担金、地方交付税制度、税源配分の在り方の検討に際		
して、必要に応し、警祭目政令定数制度の仕り方、国質地方質の文 弁区分の在り方、警察費補助金の在り方について、検討する。	管理に関する施策に反映させるため、平成15年7月、部外の有識者による「警察 官定員に関する研究会」を開催し、「警察官政令定数制度については、都道府県	
	の財政事情により警察力に格差が生じることは好ましくないことから、政令でき	
	ちんと手当てすることが必要」である旨の意見を得ているところである。	203億円
	また、警察費補助金制度については、国の治安責任の観点から必要なものであるが、原本のでは、「大学の関係を表現した。」という。	千葉県警察成田国際空港
	るが、毎年度、補助事業の個別内容の見直し、検討を行っているところであり、 平成17年度予算においても当該補助金の額は平成16年度予算に対して減額となっ	
	一ているところである。(警察庁)	10年底1 1
	警察法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第31号)により、都道府県	
	警察の内部組織の基準を弾力化した。(警察庁)	
各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的 に整備できるよう、都道府県警察の内部組織の基準について規定す		
る警察法施行令付録を改正する。		
新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討	第159回通常国会において、	
【平成14年度中に検討に着手】	地方自治の観点及び能率的な警察運営の観点の両面に配慮して構築された	
国際化やIT化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安表征を明確化し、コー治安を確保するために思える。		
対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふしさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点		
も踏まえ、検討を行う。	・ 外国の警察行政機関等との連絡	
	・ IT技術を用いた捜査支援	
	について国の治安責任の明確化及び国と地方の警察機関の役割分担の観点から、国家公安委員会及び警察庁の役割を強化する。	
	国境・都道府県境を超える新たな治安事象に対する効率的な警察運営を図	
	るため、警察庁に組織犯罪対策部・外事情報部を設置する	
	などの警察法の一部を改正する法律案が可決成立し、平成16年4月1日に施行さ	
	れた。(警察庁) 第159回通常国会において、	
交通女主対象特別交付金制度については、引き続き、今後の在り	第139回週間国民にのいて、 交通安全対策特別交付金に係る国の報告徴収及び返還の規定の廃止	792億円
方について検討を行うこととする。	都道府県公安委員会が一定の放置違法駐車車両の使用者に対し違反金を都道	
	府県に納付することを命ずる制度の導入	
	を含む道路交通法の一部を改正する法律案を提出し、可決成立した。 については、公布の日(同年6月9日)から施行され、 については公布の日	
	から2年以内に施行される。(警察庁、総務省)	
	i	

		即法士之士也同庆进时名和众
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
【消防制度についての具体的措置】		
常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】 常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第10条)及び救急実施義務市町村を政令で指定する制度(消防法第35条の5)については、制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、法改正等所要の措置を講ずる。	常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度については、「消防 組織法及び消防法の一部を改正する法律」(平成15年6月法律第84号)において 廃止した。(消防庁)	
の性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として 構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、 見直しを行う。	消防力の基準については、市町村が様々な選択を行えるような内容・形態として消防需要の高度化・専門化に的確に対処するため、「消防力の整備指針に関する調査検討会」及び同幹事会において、所要の見直しを検討し、平成16年12月に消防審議会の答申を受け、平成17年3月に同検討会の報告書を取りまとめたところである。今後、告示の名称を「消防力の整備指針」に改め、市町村の消防力の整備目標としての性格を明確にし、十分な活用を促すものとするよう、速やかに消防庁長官告示の改正を行う予定である。(消防庁)	
間の連携等に必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】 本年6月の「e-Japan重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。	また、法改正により、総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本計画を策定した。さらに、消防本部が緊急消防援助隊の部隊配置を把握するための端末を備えた消防自動車を整備する場合に、緊急消防援助隊車両の整備に係る補助基準額に一定額を加算する(H17年度予算)。(消防庁)	金(高機能情報通信対応 防災無線通信設備) 17.56億円 消防防災設備整備費補助 金(緊急消防援助隊関係 設備) 50億円
るとともに、共同処理方式を活用した広域化を推進する。	消防本部の広域再編については、消防広域再編アドバイザーの派遣を行うな ど、必要な助言・指導を行っている。特に、市町村合併に伴う消防本部の広域再 編の進め方については、消防庁長官通知を発出(平成15年10月30日)している。 (消防庁)	
できる仕組みの導入等【平成14年度中に消防審議会で検討、逐次実施】 消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以 外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。		

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成17年度予算額)
緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】 市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援(緊急消防援助隊等)に対する国の役割分担(関与、財政負担等)について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。 具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指	消防審議会答申(平成14年12月24日)も踏まえ、緊急消防援助隊を法律に位置づけるとともに、大規模・特殊災害時における国の出動指示権を創設、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)の策定、指示出動に伴い増加し又は新たに必要となる経費に対する国庫負担金、基本計画に基づく施設整備に対する義務的国庫補助金、消防用国有財産・物品の無償使用等について定める「消防組織法及び消防法の一部を	消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係) 50億円 緊急消防援助隊出動経費
方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】 大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なもの	消防審議会答申(平成14年12月24日)を踏まえた「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」(平成15年6月法律第84号)により、消防庁長官の主体的な火災原因調査及び都道府県による市町村に対する航空機を用いた消火・救急等の支援を実施できることとした。消防庁長官の主体的な火災原因調査については、消防庁及び独立行政法人消防研究所の職員から成る火災種別に応じた調査チームによる実施体制を整備し、調査の実施を推進しており、航空機を用いた消火・救急等の支援については、必要な実施体制の整備等を促進している。(消防庁)	
度中に検討、逐次実施】 常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、		消防補助金(消防団分) 19.18億円

	,	
事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	│ 関連する主な国庫補助負担金 │(名称・平成17年度予算額)
救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、救急救命士の処置範囲の拡大	「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書(平成14年12月、平成15年12月)を踏まえ、救急救命士の処置範囲の拡大について、 平成15年4月から医師の具体的指示なし除細動(医師の包括指示下での除細動)、 平成16年7月から医師の具体的指示下での気管挿管を実施しており、 平成18年4月から可能となる医師の具体的指示下での薬剤投与(エピネフリン(心拍再開に資する強心剤)の使用)の実施に向けて、所要の講習等の実施体制等の整備を行っているところである。(消防庁)	
【その他の分野についての具体的措置】		
地方自治法上の法定局部数の廃止【次期地方自治法改正の際に併せて実施】 都道府県の局部・分課に関する規制については、都道府県の自主 組織権を尊重する観点から、局部数の法定制度を廃止する。	いる法定局部数の制限及びこれに伴う事前届出制を廃止した。(総務省)	
府県に移譲すべきとの意見がある一方で、放送政策全体との整合性、高度・専門的な技術知識の必要性、広域的事業展開の進展等の要素も考慮すれば引き続き国が行うべきとの考え方や、規制緩和の観点からの検討が必要との考え方があることを踏まえ、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方	CATVの許可権限については、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行い、許可等に係る標準処理期間の短縮について訓令を改正するとともに、許可に際しての都道府県知事の意見の一層の尊重について通達を発出し、併せて地方公共団体に対する周知を図った。さらに、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る観点や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る観点から、各総合通信局長、放送部長及び放送・有線放送担当課長等に対し、会議等の場を活用して、直接訓令及び通達の内容を繰り返し徹底した。(総務省)	